

はじめに

わが国は少子高齢化が急速に進行し、人口減少社会に突入しました。社会構造や経済構造に少なからぬ影響を及ぼしかねないこの深刻な事態に対して、今後、子育て支援にどう取り組んでいくべきか、行政としての真価が問われるところがあります。

さて、子ども・子育て支援法を含む関連3法が平成24年に成立し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的とした子ども・子育て支援新制度が平成27年度からスタートしました。これに基づき、豊前市では同年、『豊前市子ども・子育て支援事業計画（第1期）』を策定いたしました。第1期計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画でありましたが、今年度末をもって終了いたします。そこで、保護者を対象に行いましたアンケートの結果を参考にしながら、第1期計画の成果と課題を検証し、第2期計画を策定したところがあります。

第2期計画におきましても、前期の基本理念を踏襲し、『親子と地域！ともに元気に育つまち ぶぜん』を基本理念に掲げました。

育児に対する不安や児童虐待、心の病を抱える児童の増加、家庭の教育力低下など子どもたちを取り巻く社会環境が年々厳しさを増していく中、きめ細かな、切れ目のない施策を継続していくことが求められています。この恵まれた豊かな自然環境の中で、一人ひとりの子どもがのびのびと成長できる環境づくりに努めてまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、多大なるご尽力をいただきました「豊前市子ども・子育て会議」委員の皆様、また貴重なご意見をくださいました市民の皆様に深く感謝申し上げます。

令和2年2月



豊前市長 後藤元秀

目次

第1章 計画の策定にあたって	3
第1節 計画策定の背景と趣旨	4
第2節 計画の位置づけ	5
第3節 子ども・子育て支援新制度の概要	6
第4節 計画の期間	8
第5節 計画の策定体制と方法	9
第2章 子どもや子育てを取り巻く現状	11
第1節 人口・世帯の状況	12
第2節 婚姻および就労の状況	14
第3節 母子保健の状況	17
第4節 児童福祉施設および学校の状況	18
第5節 アンケート調査の結果から見える現状	21
第3章 子どもや子育てを取り巻く課題	31
(1)各種統計からの課題把握	32
(2)アンケート等からの課題把握	33
(3)子ども・子育て会議からの課題把握	34
第4章 計画の基本的な考え方	35
第1節 基本理念	36
第2節 基本目標	36
第3節 施策体系	38
第4節 教育・保育提供区域	40
第5章 施策の展開	41
基本目標1 心豊かに育つ子どもの育成	42
基本施策1. 子どもの権利・個性の尊重	42
基本施策2. 生きる力を育む	43
基本目標2 親と子がともに育つ家庭への支援	45
基本施策1. 健やかな家庭の育成	45
基本施策2. 育児不安を解消する支援体制の充実	49
基本目標3 育児も仕事も生きがいをもてる環境づくり	50
基本施策1. ニーズに応じた教育・保育サービスの実施	50
基本施策2. 子育て支援拠点の充実	54
基本施策3. 子育てにかかる経済的負担の軽減	55
基本施策4. 子育てしやすい家庭の推進	57

基本目標4 子育て家庭を支えるまちづくり.....	58
基本施策1. 子育てしやすい生活環境づくり.....	58
基本施策2. 地域の連携による支援.....	60
基本施策3. 行政等による支援.....	61
第6章 計画の推進に向けて.....	63
第1節 行政、市民、事業者による連携した取組の充実.....	64
第2節 計画の進捗状況の管理・評価体制の整備.....	64
資料編.....	65
(1) 豊前市子ども・子育て会議設置条例.....	66
(2) 豊前市子ども・子育て会議委員名簿.....	68
(3) 豊前市子ども・子育て会議開催状況(日程・審議事項).....	69
(4) 子ども・子育て支援新制度における用語解説.....	70

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

わが国の出生数は年々減少しており、少子・高齢化が進んでいます。一方で、経済状況や女性の社会進出の拡大等を背景に、結婚・出産後も働き続けることを希望する女性が増加しており、低年齢時からの保育の必要性が高まっています。

国は、「少子化社会対策基本法」を平成15年に制定するなど、少子化対策に関わる総合的な取組を進めてきました。また、市町村においては、平成17年から10年間の時限立法である「次世代育成支援対策推進法」の定めにより、地域の特性を考慮して策定した「市町村行動計画」に基づき、次世代育成支援に関わる取組が進められています。なお、「次世代育成支援対策推進法」は、法改正により、平成26年度末までの時限立法が、さらに10年間延長されることになりました。

また、国では、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、平成22年、「子ども・子育て新システム検討会議」を設置し、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築に向けての検討を進めてきました。平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改正などが盛り込まれた「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定されました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、地域の子ども・子育て支援の充実等を総合的に推進していくことをめざしています。市町村においては「子ども・子育て支援法」に基づき「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの最善の利益の確保と子育て支援の充実を推進することとなりました。

その後、平成28年6月に「ニッポン1億総活躍プラン」が策定され、「希望出生率1.8」の実現に向けた対応策を掲げたロードマップが示されました。女性就業率の上昇や保育ニーズの増加が見込まれることから、平成29年6月に公表された「子育て安心プラン」では、女性就業率80%にも対応できる保育の受け皿を整備することとされ、同年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、子育て世代、子ども達に大胆に政策資源を投入することとされ、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されました。

こうした背景の中、本市は、平成27年3月に第1期「豊前市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て環境の整備に取り組んできました。

令和元年度に第1期計画の計画期間が満了を迎えることから、第2期「豊前市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、引き続き、子どもと子育て家庭の目線に立ち、子どもの育ちを重視する本市の実情に即した更なる環境整備を図ることを目指します。

第2節 計画の位置づけ

計画の法的位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。同時に、少子化解消推進対策とも深く関わりをもつため、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「豊前市次世代育成支援対策行動計画」の考え方を継承し、「次世代育成支援対策推進法」第8条に定める「市町村行動計画」も一体的に策定するものとします。

根拠法令

<子ども・子育て支援法>

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

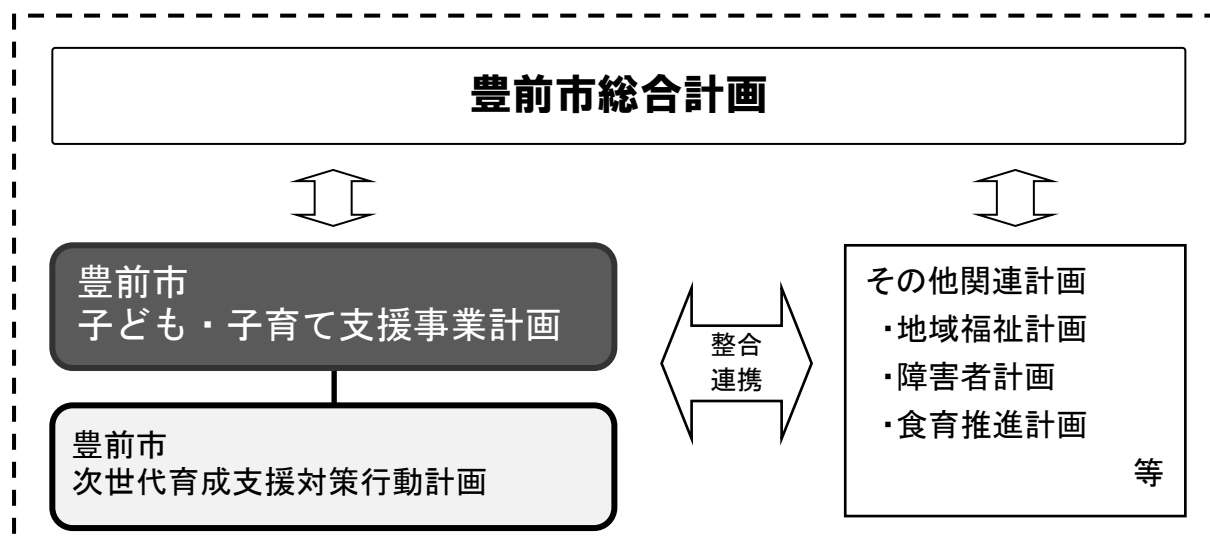
<次世代育成支援対策推進法>

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

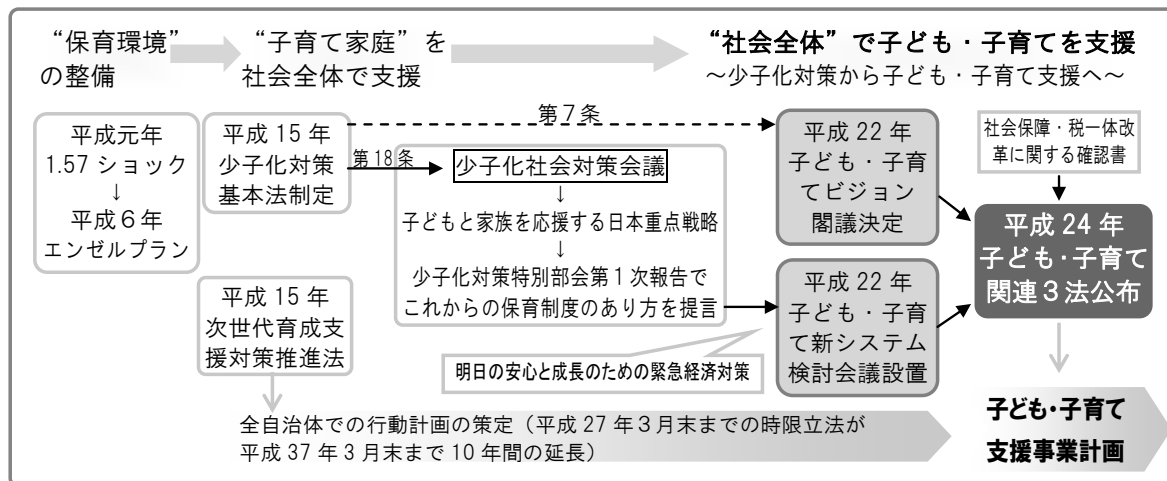
他計画との関係

本計画は、上位計画である「豊前市総合計画」や、その他関連計画と整合、連携を図って策定しています。



第3節 子ども・子育て支援新制度の概要

これまでの全国的な子ども・子育て支援制度の流れ



子ども・子育て支援新制度の目的

平成24年に子ども・子育て支援法を含む子ども・子育て関連3法が成立し、法に基づいた子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から始まりました。

新制度では、

- (1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- (2) 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- (3) 地域の子ども・子育て支援の充実

を目的とし、認定こども園制度の改善、認定こども園・幼稚園・保育園を通じた共通の給付、地域の子ども・子育て支援の充実等を図るとしています。

新制度における市町村計画の目的

子ども・子育て支援法では、すべての市町村で「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付けています。

<子ども・子育て支援法>

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

市町村子ども・子育て支援事業計画においては、市町村が地域のニーズを把握した上で計画を策定し、計画に基づいて支援給付・支援事業の充実を図ることを目的としています。

計画策定を目的とした合議制機関の設置（地方版子ども・子育て会議）

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画への子育て当事者等の意見の反映を始め、子ども・子育て支援施策を地域の実情を踏まえたものとするなどのため、有識者や子育て支援事業従事者、子育て当事者などが参画、関与できる合議制機関を市町村に設置することを求めています。

<子ども・子育て支援法>

（市町村等における合議制の機関）

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

子ども・子育て会議における審議事項

- 計画の策定、変更、また、計画推進に関し、実施状況を調査審議
- 施設の利用定員の設定

など

子ども・子育て支援事業計画の記載事項

子ども・子育て支援事業計画では、新制度における「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を推進するために以下の「給付」と「事業」についての計画的な整備についての記載をします。

子ども・子育て支援給付

- ・ 幼稚園【学校教育法に定める施設（法第22条）】
小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う。対象は3～5歳
- ・ 保育園【児童福祉法に定める施設（法第39条）】
就労等のため家庭で保育できない保護者に代わって保育を行う。対象は0～5歳
- ・ 認定こども園【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律により、都道府県が認定する施設（法律第2条第6項）】
教育と保育を一体的に行う。対象は0～5歳
- ・ 地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）
【条例により、市町村が認可する施設】
少人数の単位で子どもを預かる事業。対象は0～2歳

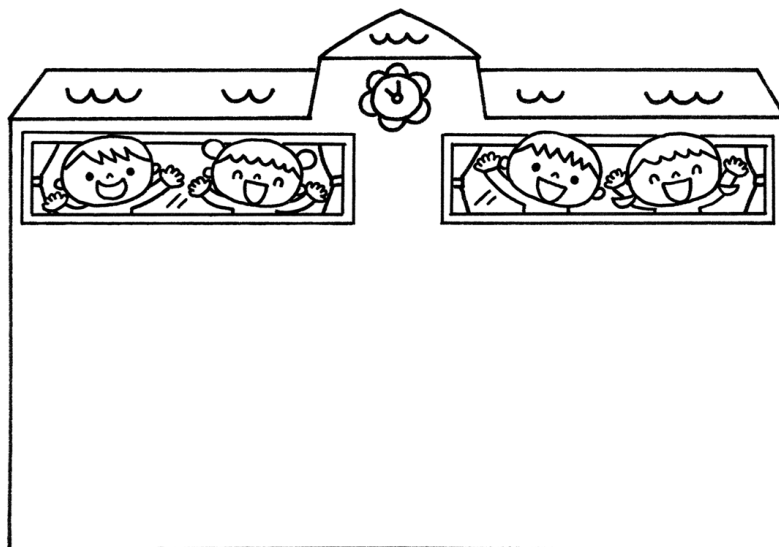
地域子ども・子育て支援事業

- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 利用者支援事業
- ・ 一時預かり事業
- ・ 延長保育事業
- ・ 病児・病後児保育事業
- ・ 妊婦健康診査
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業
- ・ 養育支援訪問事業
- ・ 放課後児童クラブ
- ・ 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ・ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）
- ・ 実費徴収に伴う補足給付事業

第4節 計画の期間

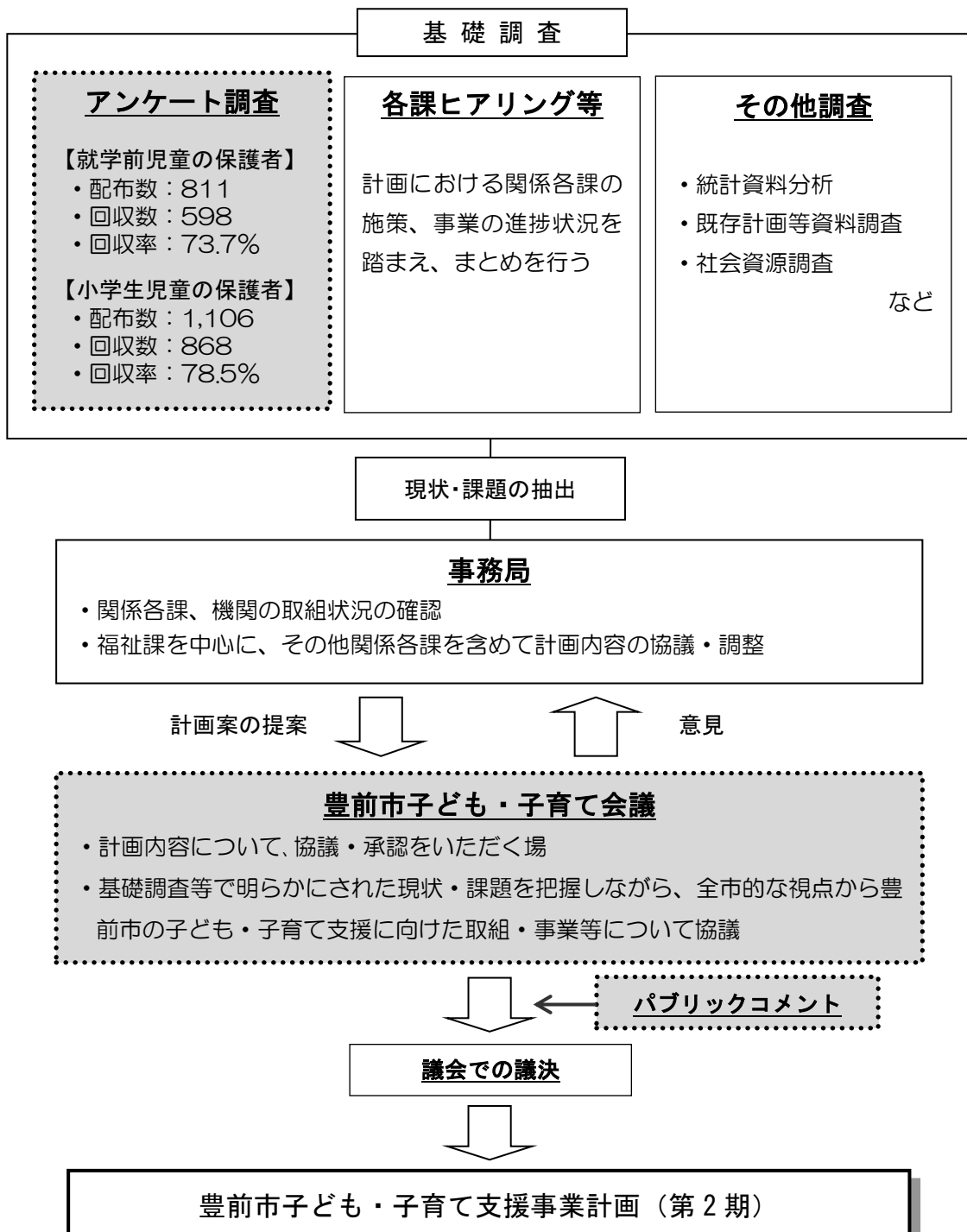
本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。計画最終年度である令和6年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子ども・子育て支援事業計画(第1期)					子ども・子育て支援事業計画(第2期)				
質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善 地域の子ども・子育て支援の充実					質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善 地域の子ども・子育て支援の更なる充実				



第5節 計画の策定体制と方法

本計画は、豊前市子ども・子育て会議を設置し、有識者や教育・保育の関係者、市民等の意見を踏まえ、議会での議決を経て、策定しました。



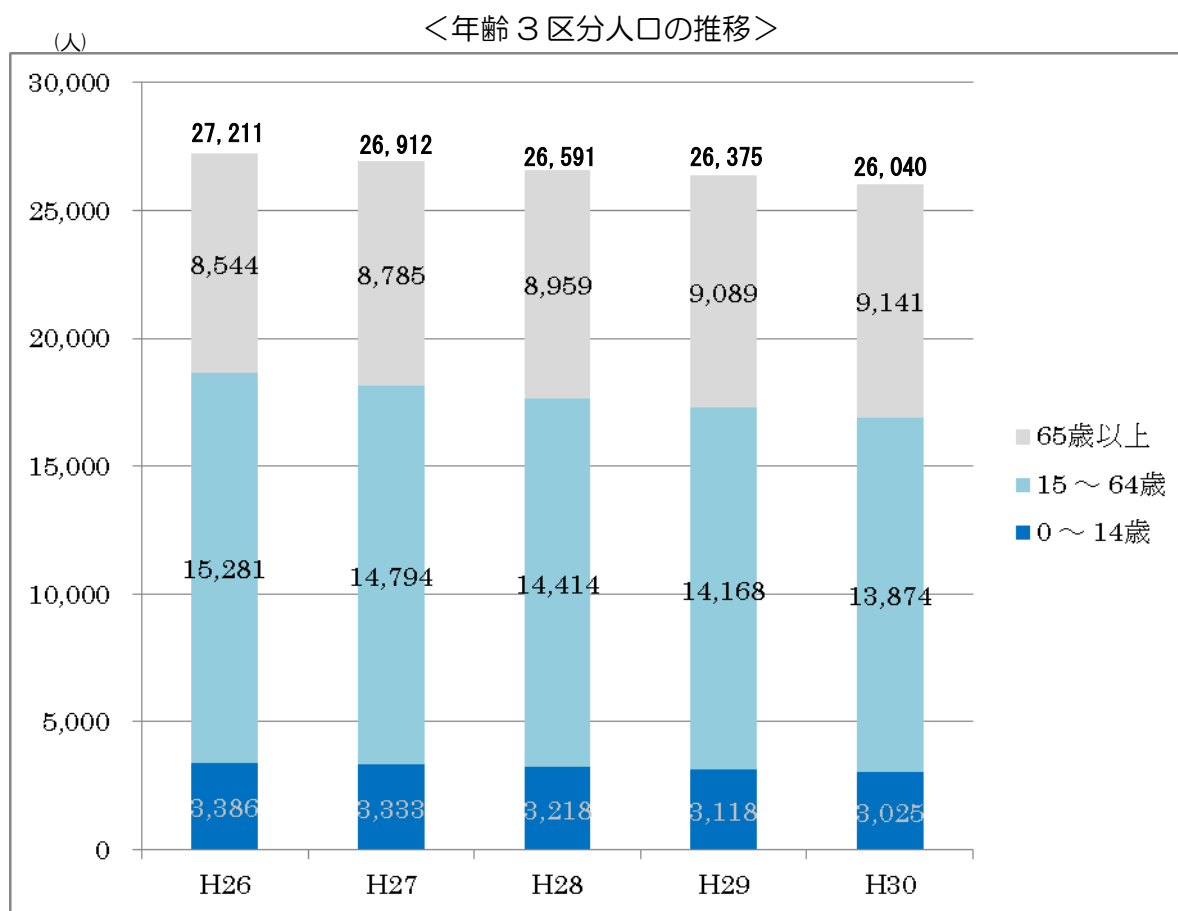
※ は、住民参加による策定プロセスを示す

第2章 子どもや子育てを取り巻く現状

第 1 節 人口・世帯の状況

1 人口の推移

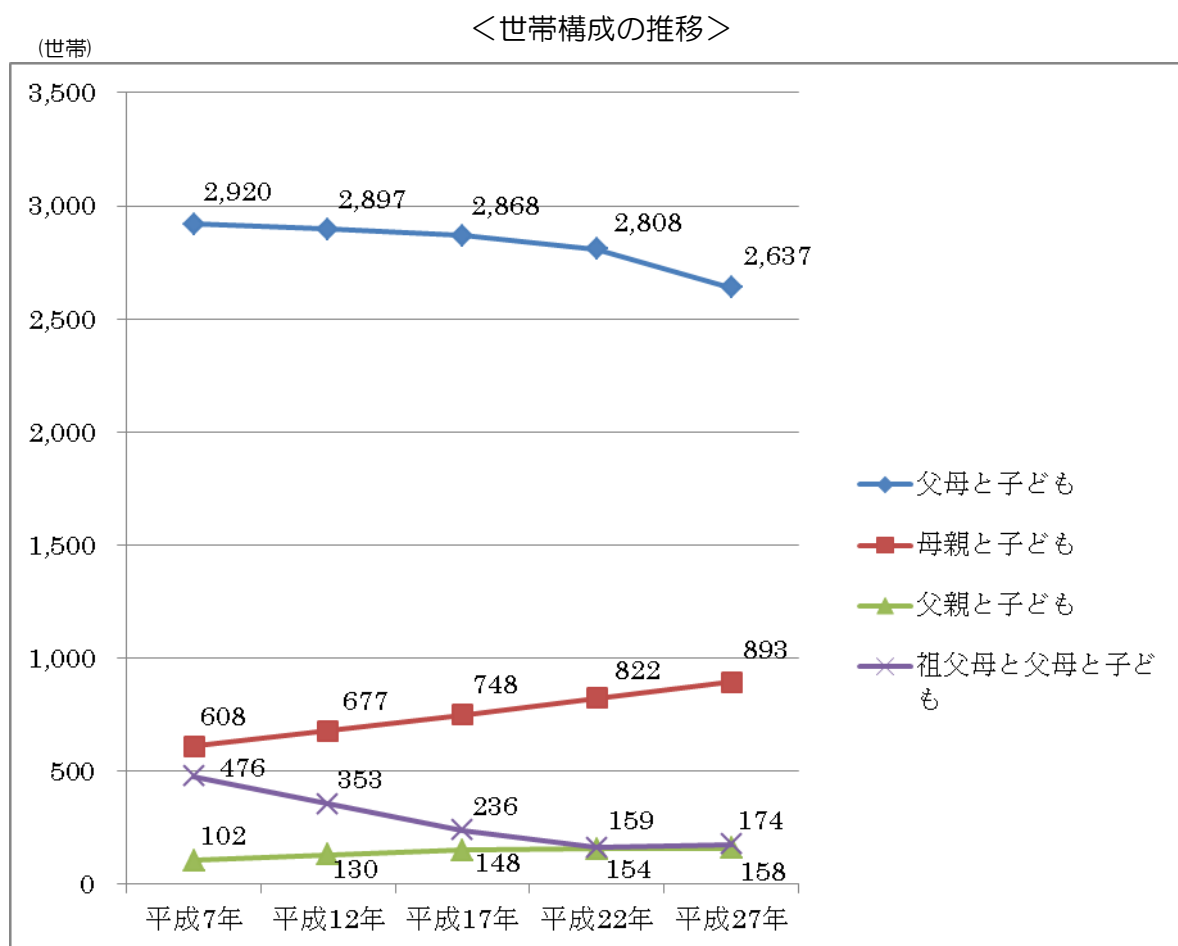
本市の人口はゆるやかな減少傾向にあります。年齢 3 区別にみると、65 歳以上の人口は総じて増加していますが、0～14 歳の人口は減少しており、少子高齢化の傾向にあることがわかります。



資料：福岡県HP 住民基本台帳年報（各年 1 月末現在）

2 世帯構成の推移

本市の世帯構成の推移をみると、「父母と子ども」世帯は減少している一方、「母親と子ども」「父親と子ども」世帯は増加しています。

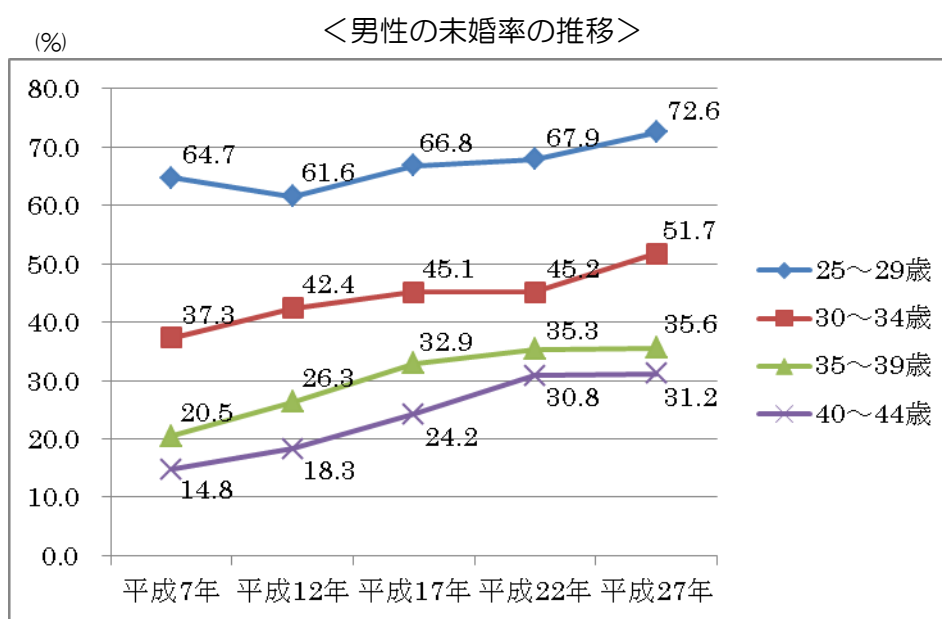


資料：国勢調査

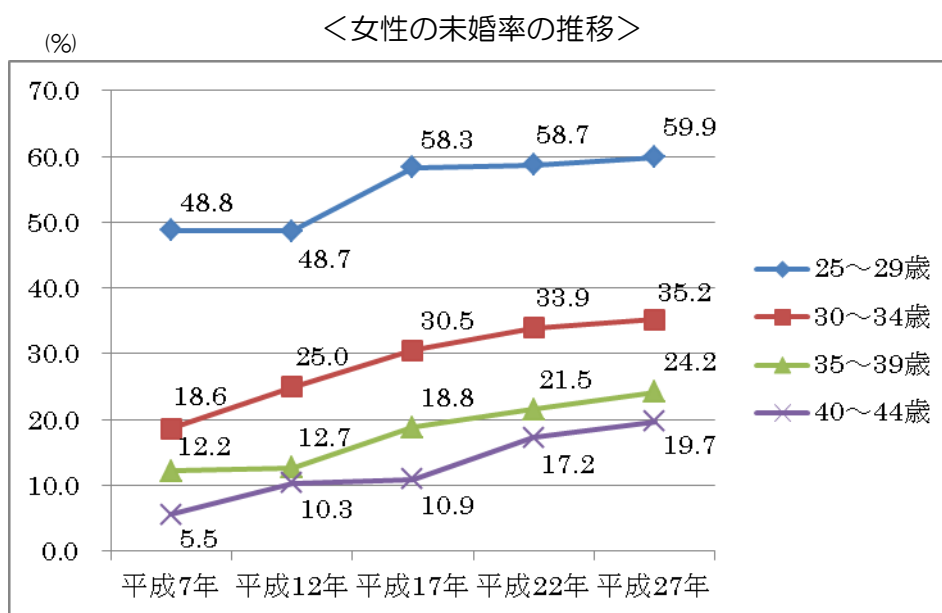
第2節 婚姻および就労の状況

1 未婚率

本市の未婚率の状況をみると、特に40～44歳の男性では平成7年で14.8%でしたが、平成27年で31.2%となっており、20年間でおよそ17ポイント増加しています。他の年代の男性、女性においても増加傾向にあり、晩婚化・非婚化が進行しています。



資料：国勢調査

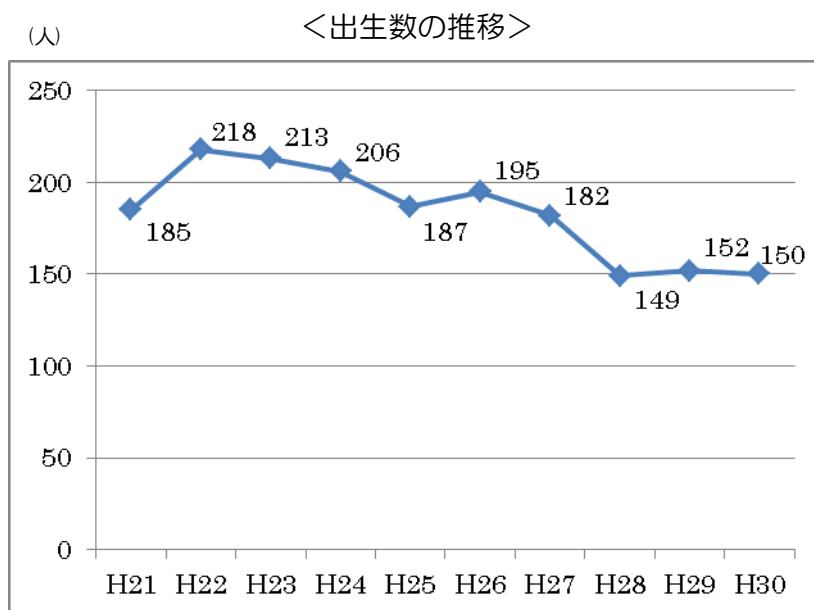


資料：国勢調査

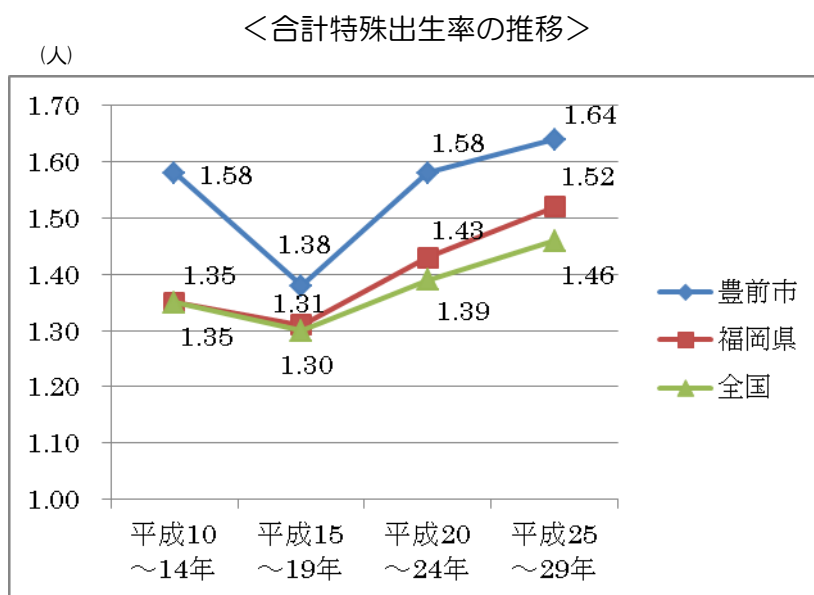
2 出生数および合計特殊出生率の推移

本市の出生数をみると、平成23年から減少傾向にあり、平成26年に195人と増加しましたが、平成28年には149人と大幅に減少しています。

本市の合計特殊出生率についてみると、全国、福岡県と同様に減少傾向にありましたが、直近のデータでは増加しています。



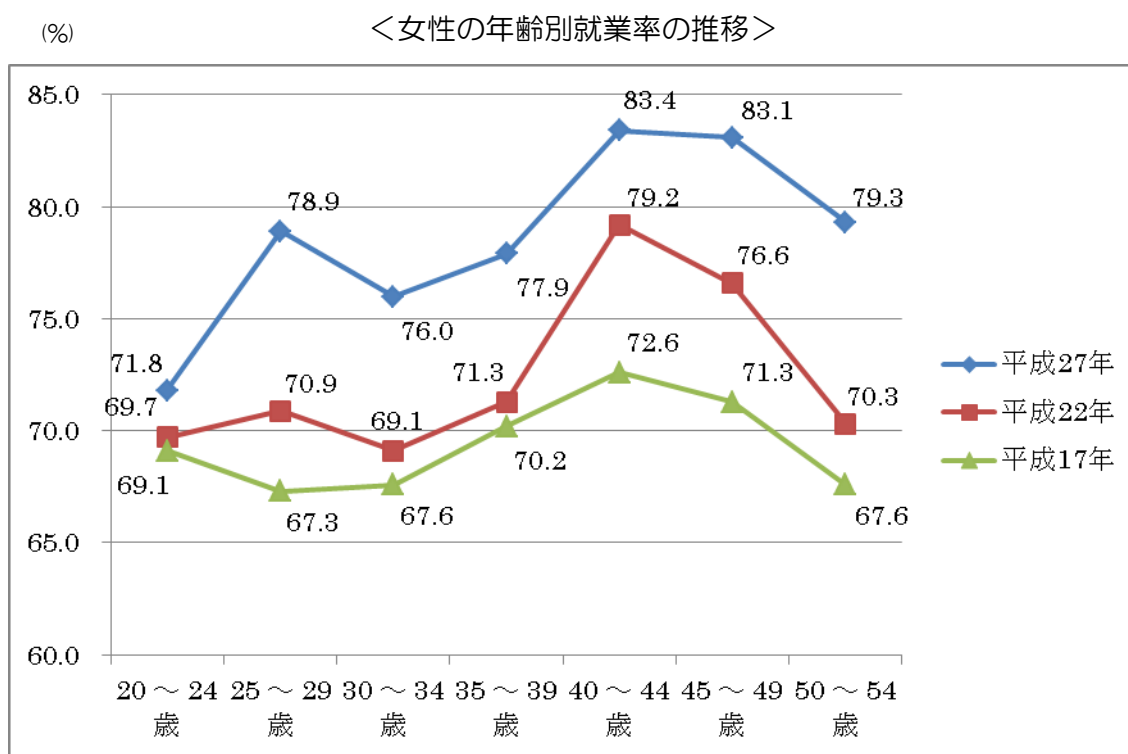
資料：市民課



資料：(全国値)人口動態調査、(県・市値)人口動態統計特殊報告(バイズ推定値)

3 就労状況

女性の年齢別就業率の推移をみると、平成17年と比較して平成27年ではすべての世代で就業率が増加しており、女性の就業率が増加傾向にあることがわかります。



資料：国勢調査



第3節 母子保健の状況

1 乳幼児健診の状況

乳幼児健診の受診率の状況をみると、総じて増加の傾向にあり、平成30年度ではいずれの健診においても90%以上となっていますが、対象の子どもの年齢が上がるにつれて受診率が減少しています。

＜乳幼児健診の受診者数および受診率の状況＞

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
4か月児	対象者(人)	200	172	164	157	142
	受診者(人)	198	169	163	156	141
	受診率(%)	99.0%	98.3%	99.4%	99.4%	99.3%
7か月児	対象者(人)	187	193	177	160	150
	受診者(人)	183	190	175	159	148
	受診率(%)	97.9%	98.4%	98.9%	99.4%	98.7%
1歳6か月児	対象者(人)	201	196	202	171	162
	受診者(人)	194	187	195	169	160
	受診率(%)	96.5%	95.4%	96.5%	98.8%	98.8%
3歳児	対象者(人)	233	224	198	195	185
	受診者(人)	214	218	193	193	182
	受診率(%)	91.8%	97.3%	97.5%	99.0%	98.4%

資料：健康長寿推進課

第4節 児童福祉施設および学校の状況

1 保育園の状況

現在、本市には認可保育園が10園あり、令和元年度の定員は815人となっています。

保育園在園児数(市内)の推移をみると、平成26年度には849人でしたが、平成30年度には795人となり、おおむね減少傾向にあります。

＜保育園在園児数の推移＞

単位：人

		令和元 年度 定員	平成26 年度		平成27 年度		平成28 年度		平成29 年度		平成30 年度	
			市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外
私立	宇島乳児保育園	60	74	9	71	6	61	4	63	4	58	1
	宇島保育園	100	78	15	88	11	91	8	78	9	73	6
	和光保育園	90	92	3	86	2	82	1	89	0	76	4
	清高保育園	90	113	4	119	2	108	8	109	6	103	7
	こどもの園 りとるぱんぷきんず	135	116	13	114	17	117	10	119	8	126	8
	松若保育園	85	77	5	78	8	85	8	72	9	78	3
	ほほえみ保育園	60	78	2	67	2	67	1	65	2	61	2
	清和保育園	45	48	5	52	3	54	1	48	0	51	0
	みのり保育園	90	112	2	110	2	117	2	112	7	110	5
公立	ちづか保育園	60	61	1	72	1	72	3	70	1	59	3
	計	815	849	59	857	54	854	46	825	46	795	39

※市外：市外在住の子どもの利用

資料：福祉課（各年度3月末現在）

また、市外の保育園を利用している子どもの数をみると、ここ5年で上毛町の保育園利用が大きく減少しています。

＜市外保育園利用者数の推移＞

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
上毛町	27	21	12	7	5
吉富町	11	4	7	7	6
築上町	9	6	6	8	7
中津市	6	6	6	12	6
苅田町	1	1	1	1	0
行橋市	2	2	2	1	1
みやこ町	0	1	1	0	0
計	56	41	35	36	25

資料：福祉課（各年度3月末現在）

2 幼稚園の状況

現在、本市には幼稚園が1園あります。なお、令和2年度より施設型給付対象施設に移行する予定です。

＜幼稚園在園児数の推移＞

単位：人

	令和元年度定員	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		
		市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	
私立	豊前幼稚園	175	92	3	95	6	95	5	93	2	78	6

※市外：市外在住の子どもの利用

資料：福祉課調べ（各年度3月末現在）

3 小学校の状況

現在、本市には小学校が 10 校あります。児童数の推移をみると、5 校で増加、同じく 5 校で減少傾向が見られます。市内児童数の合計は、平成 26 年度には 1,313 人でしたが、平成 30 年度には 1,272 人と 41 人減少しています。

<小学校児童数の推移>

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
八屋小学校	211	199	227	240	254
大村小学校	13	12	14	20	25
宇島小学校	190	189	188	194	206
角田小学校	80	71	65	63	60
山田小学校	91	84	71	64	70
千束小学校	190	159	143	145	143
三毛門小学校	290	274	256	259	246
黒土小学校	136	143	147	141	144
横武小学校	65	64	64	63	57
合岩小学校	47	59	63	62	67
計	1,313	1,254	1,238	1,251	1,272

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

第5節 アンケート調査の結果から見える現状

1. 調査の概要

■調査目的

令和2年度から第2期「子ども・子育て支援事業計画」が始まることを受けて、市民の皆様が子ども・子育てについて日頃考えていることや利用したいサービスなどを把握するため、アンケートを実施しました。

■調査方法

(1)調査対象者

就学前児童調査 市内在住の就学前の児童のいる家庭

小学生児童調査 市内在住の小学校の児童のいる家庭

(2)調査対象者数

就学前児童調査 811件

小学生児童調査 1,106件

(3)調査方法

利用施設・学校を通じた配布・回収、施設未利用者は、郵送配布・郵送回収

(4)調査実施期間

令和元年5月13日～5月21日

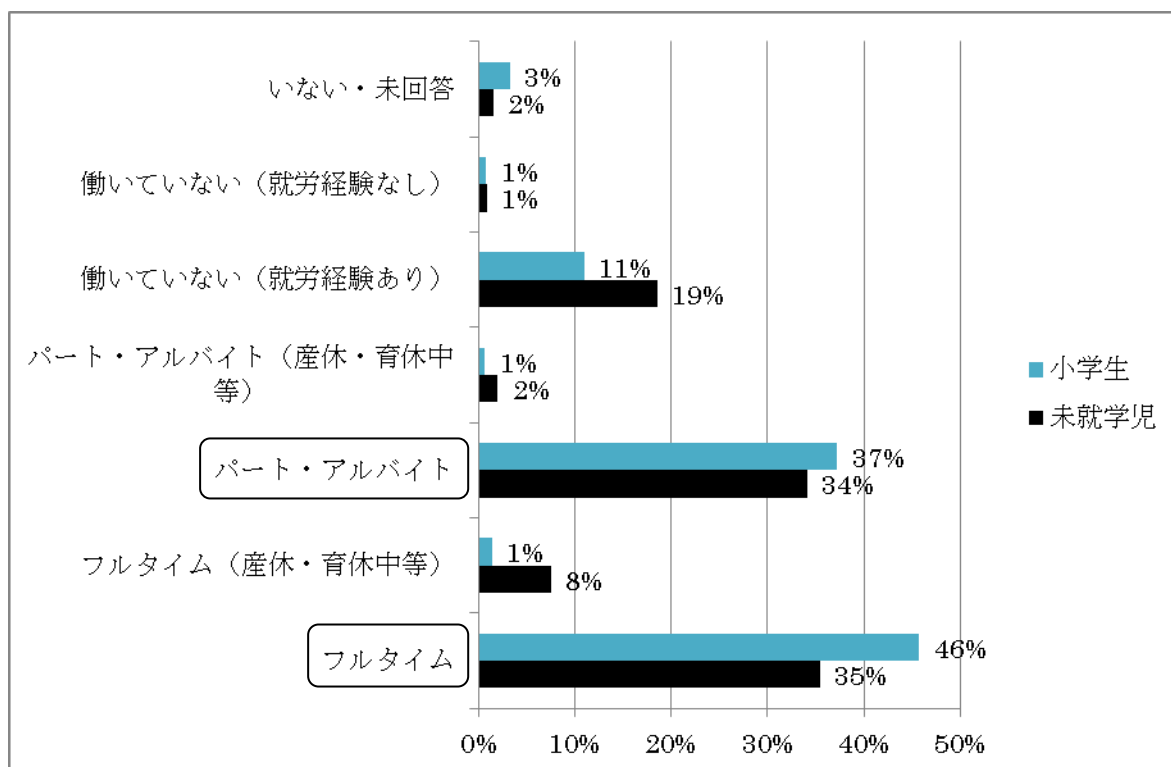
■回収状況

調査名	発送数	回収数	回収率
1. 就学前児童調査	811件	598件	73.7%
2. 小学生児童調査	1,106件	868件	78.5%
合計	1,917件	1,466件	76.5%

2. アンケート調査の結果

(1) 母親の就労状況について

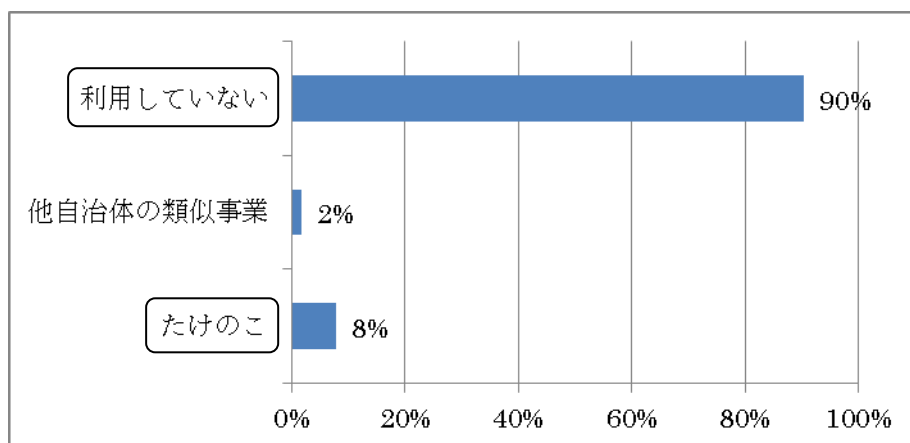
母親の就労状況についてみると、「フルタイムで働いており産休・育休・介護休業中ではない」が就学前児童で35%、小学生児童で46%、次いで、「パート・アルバイト等で働いており産休・育休・介護休業中ではない」が就学前児童で34%、小学生児童で37%となっています。前回調査に比べ母親の就業率が向上しています。



資料：子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査結果（令和元年度）

(2) 地域子育て支援センターの利用について

地域子育て支援センターの利用についてみると、「利用していない」が90%と最も高く、「地域子育て支援センター『たけのこ』」が8%となっています。※未就学児童のみ

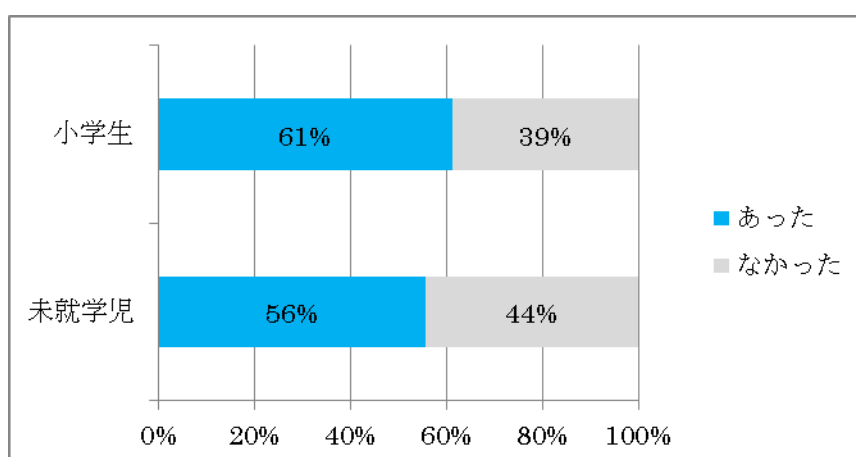


資料：子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査結果（令和元年度）

(3) 病児・病後児保育について

○子どもが病気やケガで通常のサービスが利用できなかったことや小学校を休んだことがあったか

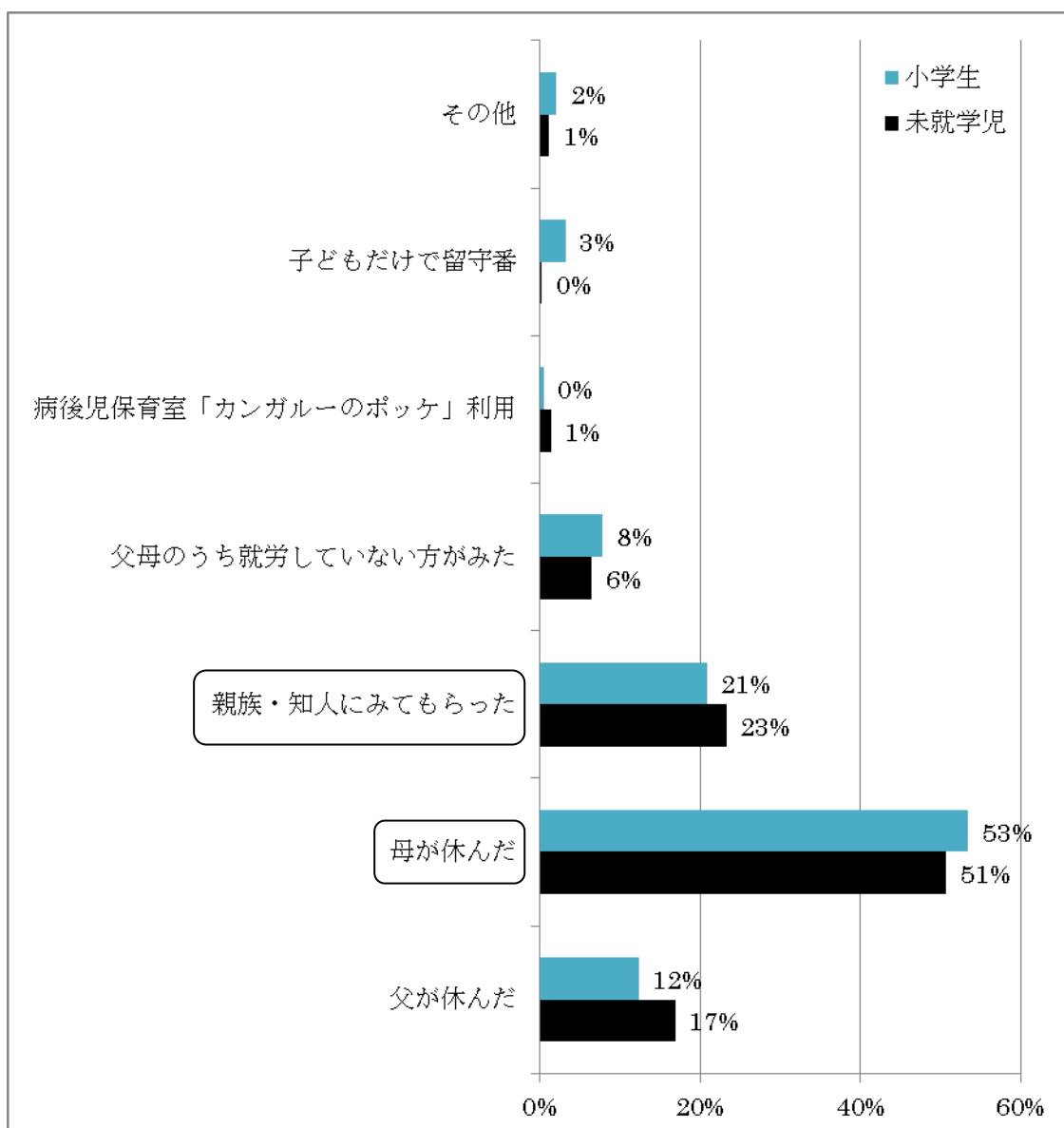
子どもが病気やケガで通常のサービスが利用できなかったことや小学校を休んだことがあったかについてみると、「あった」が就学前児童で56%、小学生児童で61%、「なかった」が就学前児童で44%、小学生児童で39%となっています。



資料：子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査結果（令和元年度）

○子どもが病気やケガで通常のサービスが利用できなかった場合や小学校を休んだ場合に、この1年間に行った対処方法

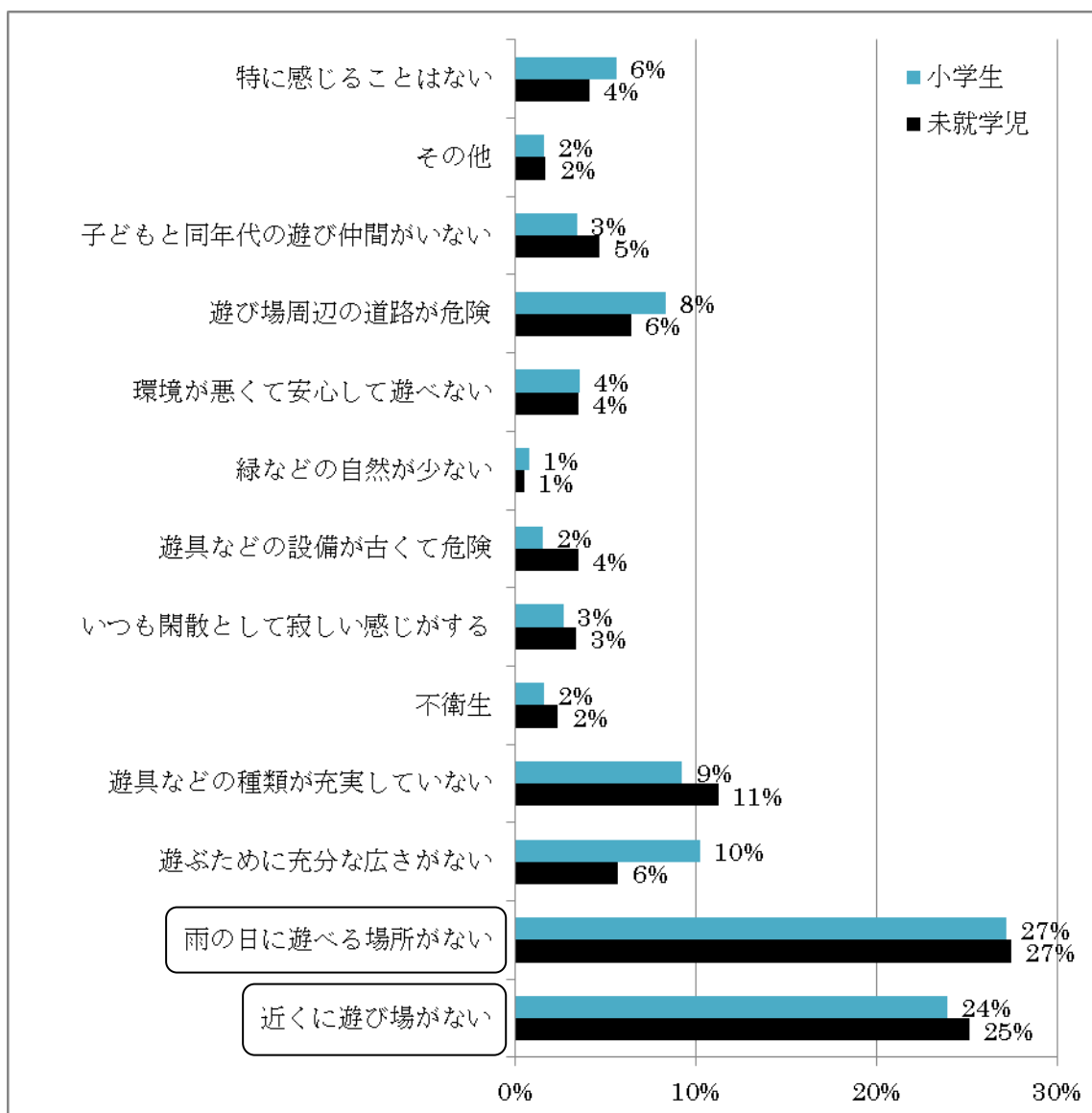
子どもが病気やケガで普段利用している教育・保育のサービスが利用できなかった場合や小学校を休んだ場合の対処方法についてみると、「母親が休んだ」が就学前児童で51%、小学生児童で53%と最も高く、次いで、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が就学前児童で23%、小学生児童で21%となっています。



資料：子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査結果（令和元年度）

(4) 家の近くの子どもの遊び場に対して、日頃感じていることについて

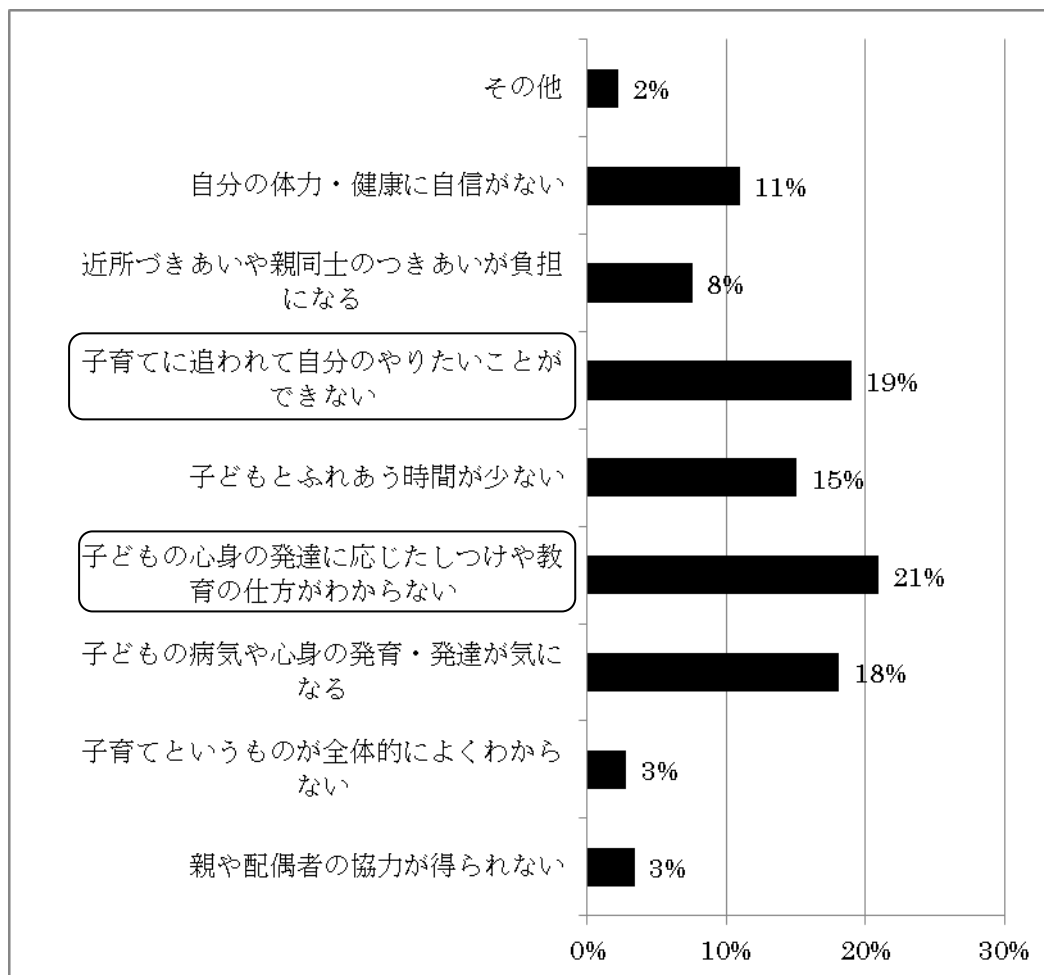
家の近くのお子さんの遊び場に対して、日頃感じていることについてみると、「雨の日に遊べる場所がない」が就学前児童で27%、小学生児童で27%、「近くに遊び場がない」が就学前児童で25%、小学生児童で24%となっています。



資料：子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査結果（令和元年度）

(5) 心理的な子育ての悩みについて

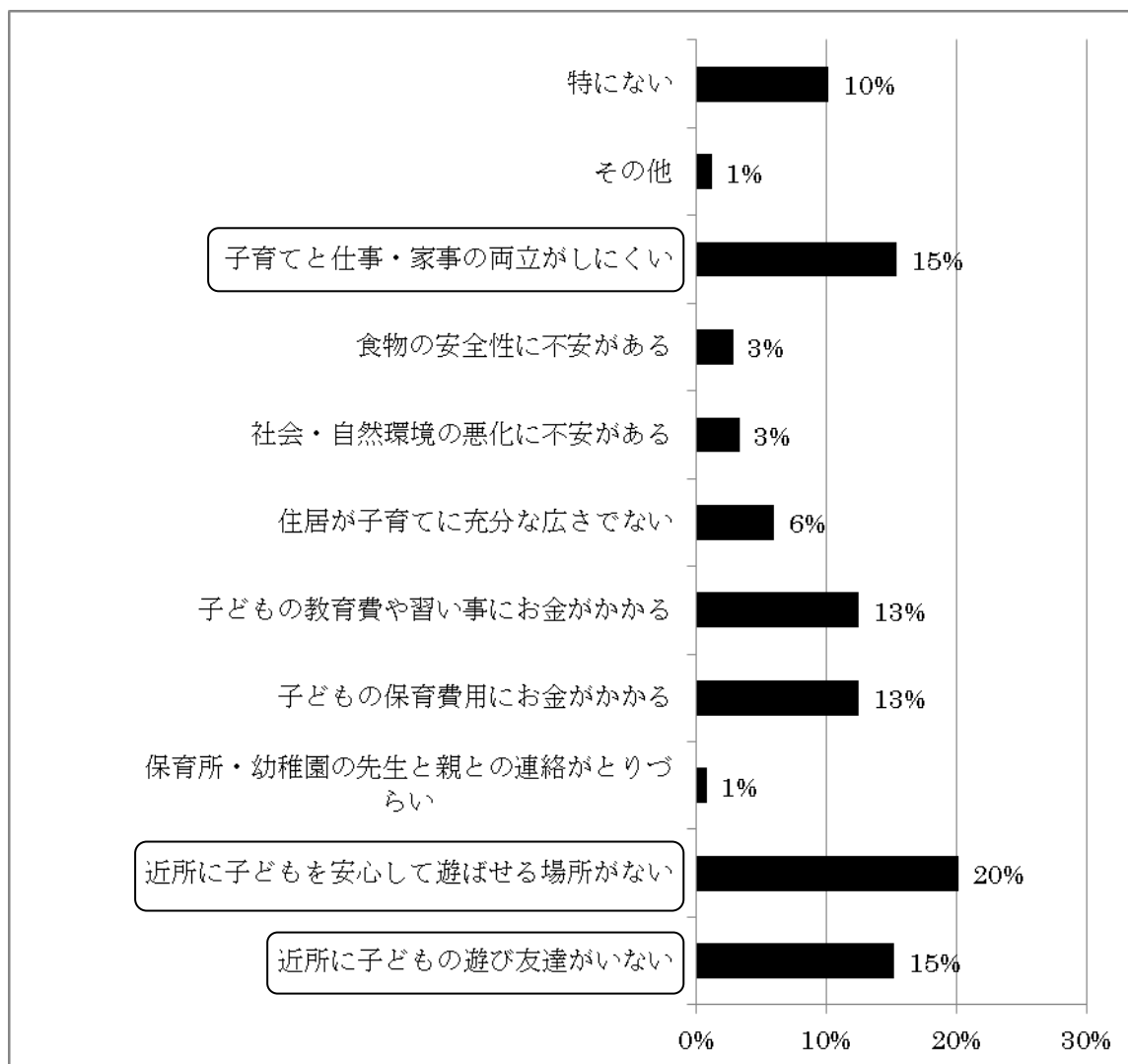
心理的な子育ての悩みについてみると、「子どもの心身の発達に応じたしつけや教育の仕方がよくわからない」が21%、「子育てに追われて自分のやりたいことができない」が19%となっています。※未就学児童のみ



資料：子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査結果（令和元年度）

(6) 環境的な子育ての悩みについて

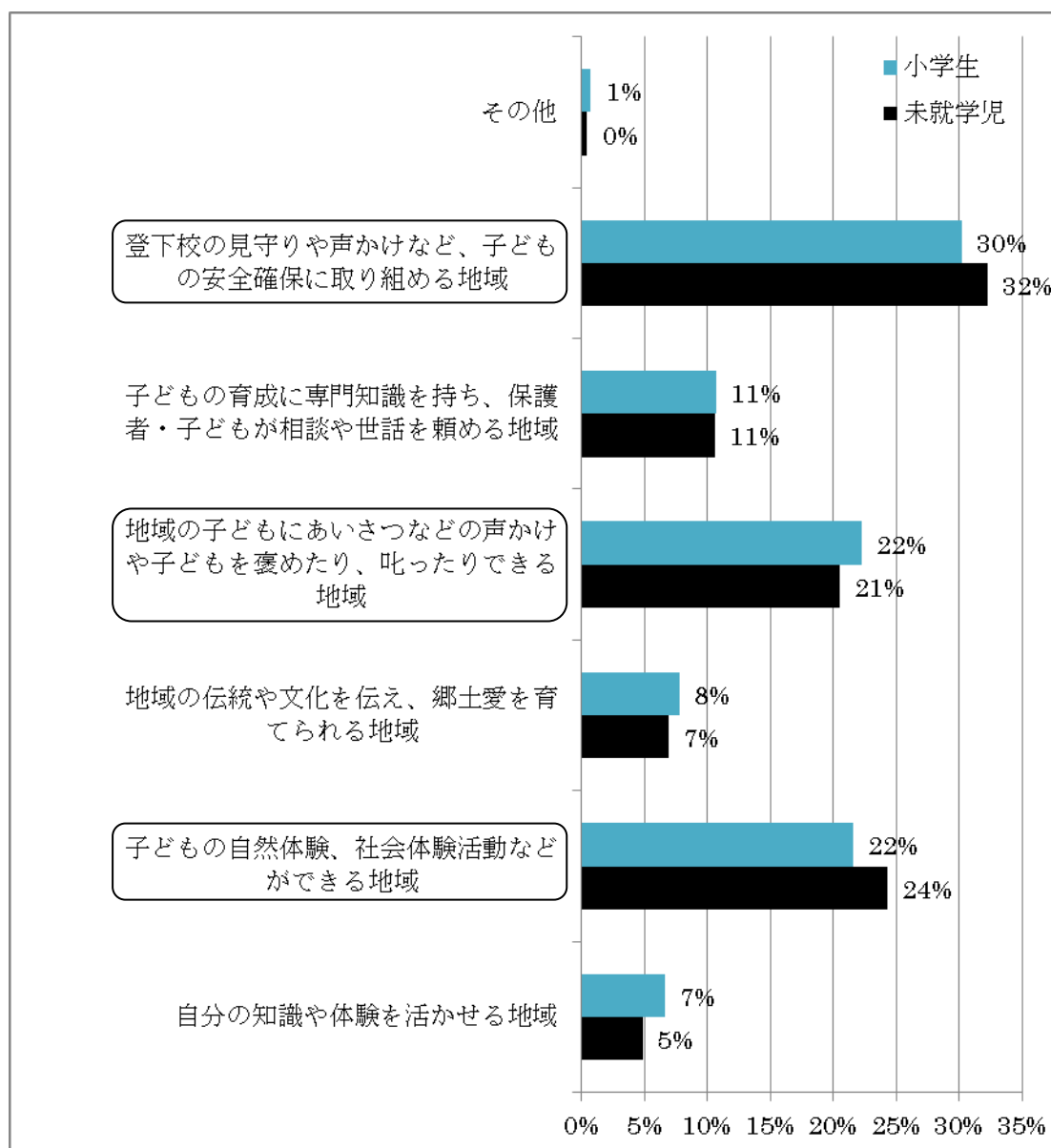
環境的な子育ての悩みについてみると、「近所に子どもを安心して遊ばせる場所がない」が20%、次いで、「近所に子どもの遊び友だちがいない」と「子育てと仕事や家事との両立がしにくい」がそれぞれ15%となっています。※未就学児童のみ



資料：子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査結果（令和元年度）

(7) 子どもの育成を支援するため、どのような地域が必要だと思うかについて

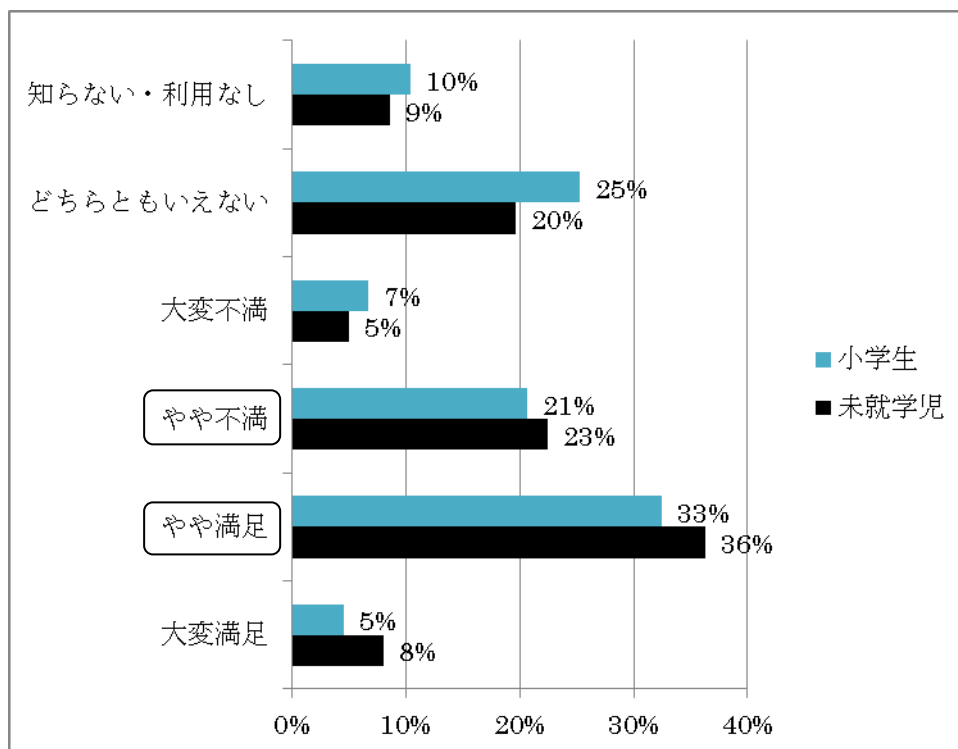
子どもの育成を支援するため、どのような地域が必要だと思うかについてみると、「登下校の見守りや声かけなど、子どもの安全確保に取り組める地域」が就学前児童で32%、小学生児童で30%、次いで、「子どもの自然体験、社会体験活動などができる地域」が就学前児童で24%、小学生児童で22%、「地域の子どもにあいさつなどの声かけや子どもをほめたり、しかったりできる地域」が就学前児童で21%、小学生児童で22%となっています。



資料：子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査結果（令和元年度）

(8) 豊前市の子育て支援全体に対する満足度について

豊前市の子育て支援全体の満足度についてみると、「やや満足」が就学前児童で36%、小学生児童で33%、一方「やや不満」が就学前児童で23%、小学生児童で21%となっています。



資料：子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査結果（令和元年度）

第3章 子どもや子育てを取り巻く課題

(1) 各種統計からの課題把握

◇人口・世帯等

- 平成 30 年までの住民基本台帳人口に基づく総人口は、減少傾向にあり、また、0～14 歳人口も減少傾向にあることから、今後も少子化の傾向が続くことが予測されます。
- ひとり親世帯数の増加が続いており、今後も、ひとり親家庭への支援の拡充が求められます。

◇婚姻および就労状況等

- 未婚率については、男女ともに、総じて増加傾向にあり、今後も少子化の傾向が続くと予測されます。
- 出生数、合計特殊出生率をみると、直近の数値ではそれぞれ上昇が見られますが、合計特殊出生率は平成 25 年～29 年で 1.64 と人口の維持に必要とされている 2.07 より低くなっています。
- 女性の年齢別就業率をみると、平成 27 年では、平成 17 年、平成 22 年と比べるとすべての年齢で、就業率が上回っており、増加する共働き世帯の保育サービスへのニーズの高まり、多様化への対応が課題となります。

◇母子保健等

- 平成 30 年度の乳幼児健診の状況をみると、いずれの年齢の健診においても受診率は 90%以上となっていますが、100%を目指すため、年齢ごとの成長課題等の情報提供の機会を十分に確保する必要があります。

◇教育・保育施設等

- 市内では待機児童は出ていないものの、保育園によっては、定員超過の状態が続いています。在園児数はおおむね減少傾向にありますが、幼児教育・保育の無償化の影響を鑑み、受け入れ先の保育園等への支援が必要です。
- 幼稚園においては、在園児数が 80 人前後で推移しています。

(2) アンケート等からの課題把握

◇子育て支援等

- これからの子育て施策で期待することとして、情報発信の強化や経済的な支援、健康・発達支援、安全・安心な子育て環境の整備が求められています。
- 母親の就労状況についてみると、およそ 8 割の人が働いており、育児に十分な時間を割けない人への保育サービスの提供が必要です。
- 地域子育て支援センターの利用については、利用していない人が 9 割を超えており、地域の子育ての拠点としての周知が必要です。
- 病気などで通常の保育サービスを受けられず、母親が仕事を休んで対処している方が多いため、病後児保育の周知が必要です。また、小学生も受入れてもらえる病児保育の実施を求める意見が多く挙がっています。
- 放課後児童クラブについてみると、夏休み等の長期休み期間の受入れを求める意見が挙がっています。

◇子育ての悩み等

- 心理的な子育ての悩みについてみると、子どもの心身の発達に応じたしつけや教育の仕方がよくわからないこと、子育てに追われて自分のやりたいことができないことなどの割合が高くなっています。
- 環境的な子育ての悩みについてみると、近所に子どもを安心して遊ばせる場所がないこと、近所に子どもの遊び友だちがいないこと、子育てと仕事や家事との両立がしにくいことの割合が高くなっています。
- 遊び場所については雨の日に遊べる屋内施設を求める意見が多く挙がっています。
- 相談支援に関しては、相談窓口の周知不足、気になるお子さんの相談窓口の拡大、相談できる場所の拡充などの意見が挙がっています。

◇地域での子育て等

- 子どもの育成に関して、地域のあるべき姿についてみると、登下校の見守りや声かけなど、子どもの安全確保に取り組める地域が求められています。
- 地域での子育てに関しては、地域とのつながりの弱体化、保護者を含む地域の子育て力の低下、気になるお子さんの増加に対する対応、通学路の安全への不安などの意見が挙がっています。

(3) 子ども・子育て会議からの課題把握

◇サービスの周知等

- 説明を聞いて、初めて知るサービスがあり、情報の不足を感じる。
- 市報が配布されない家庭もあるので、医療機関に置くなど、すぐに見ることができする方法を検討したほうがよい。
- ひとり親家庭に対し制度の周知を図ることで、制度を知らなくて必要な支援を受けられない方をなくすようするべき。

◇気になる子ども、障がいのある子ども等

- 5歳児健診や眼科健診の実施について検討したほうがよい。
- 気になる子どもや障がいのある子どもへの対応として、幼稚園や保育園への巡回相談を行っているが、子どもの拾い出しのみに終わって欲しくない。
- 気になる子どもに対して「発達障害」というレッテル貼りが行われることが見受けられるが、人の個性は様々であり、互いに多様性を認め合って共に生きるという社会を目指すことが、未就学期から大切ではないかと感じる。

◇その他意見

- 計画策定（5年）ごとではなく、定期的にアンケートを実施すべき。
- 大きく増加しているひとり親家庭に対し様々な支援が必要と思われる。専門員等を配置し、相談体制の充実を行うことも大切。
- 外国人の子どもについて、市ではまだ数が少ないが、今後、増加していくのは間違いないので、事前に対策・支援策を準備しておくべき。地域の方が守ってあげる体制を作ることが重要。このような子どもたちは将来、国と国を繋ぐ懸け橋となってくれることが期待される。
- 親子ふれあい料理教室は、夕方や日曜の開催など時間に余裕のない世帯に配慮してはどうか。
- 「たけのこ」の利用率が低いのは、知られていないこと、少し敷居が高いことが大きいと思う。また、サークル活動が、そのメンバーでないと行けないといった遠慮があるのではないかと思った。
- 専門家へ相談する前にざくばらんに会話できる場があれば、色々な人と関係性ができ、困った時に助け合える雰囲気ができ、安心して子育てができるのでは。
- 「～してほしい」という意見が多く、行政（他人）任せになっているように感じた。子育てに望むことに関して、保護者自身が当事者になれる仕組み作りを、行政・市民・子どもたちと一緒に対話しながら作っていけたら、前向きで面白くなるのではと思った。

第4章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

本市には、豊かな自然と地域の助け合いがあります。この特徴を活かし、子どもは豊かな自然と人とのふれあいの中で、のびのびと豊かに成長できること、さらに親は子育ての喜びと楽しさを実感しながら、自分自身の人間的成長を図ることができること、それと同時に、地域も活性化していき、ともに元気に成長できるまちとなることをめざすとした、第1期計画を踏襲し、基本理念についても

親子と地域! ともに元気に育つまち ぶぜん

と設定します。

第2節 基本目標

本計画の基本理念を具体化するため、本計画では次の4つの基本目標を設定し、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標1 心豊かに育つ子どもの育成

近年、育児に関する不安や負担感などによるネグレクトや体罰などの児童虐待やいじめなど、子どもの人権を脅かす状況が社会問題となっています。

また、少子化等に伴い、地域での集団遊びや子ども同士の交流の機会が減っていますが、子どもたちが社会性を備え、たくましく育つためには、豊かな体験活動は必要不可欠です。

このような状況の中で、心豊かに子どもが育つために、教育や道徳の充実、豊かな体験活動の推進などに取り組みます。

基本目標2 親と子がともに育つ家庭への支援

生まれた子どもが、心身ともにいきいきと健やかに育つことは、地域に暮らす市民すべての願いであり、「健康」はよりよい生活を送るための大切な基盤です。親子が健やかに育つことができる子育て環境が実現できるよう、妊娠期から乳幼児期、学齢期、思春期にわたるライフステージにおいて切れ目のない支援が必要です。

また、近年、核家族化の進行や地域社会とのつながりの希薄化により孤立する保護者や、発達の違いについて心配する保護者など、子育てをしていくにあたって不安感を抱く保護者は少なくありません。

このような状況の中で、親子が心身ともに健やかに育つことができるよう、健康づくりに関する取組や相談体制の充実、療育が必要な子どもと家庭への支援などに取り組みます。

基本目標3 育児も仕事も生きがいをもてる環境づくり

価値観の変化や経済状況の不安定さなどを理由に、女性の社会進出が進むことによる共働き家庭の増加や、保護者のライフスタイルや就労形態の多様化などにより、さまざまな保育サービスや経済的支援、仕事と生活の調和などが求められています。

このような状況の中、育児も仕事も生きがいをもてる環境づくりのために、子育て支援拠点の充実や保育料の軽減、仕事と生活の調和に向けた取組などを推進します。

基本目標4 子育て家庭を支えるまちづくり

子どもにとって地域は単に住む場所であるばかりでなく、ふるさとです。子どもにとって安心安全で、保護者にとっても子どもを安心して生み育てていける環境を整えることが、地域に対する愛着を育むことにつながります。

また、子育ては保護者が第一義的責任を負っていますが、多岐にわたる子育て支援に対するニーズを満たすには、行政だけではなく、民間企業やNPO、ボランティア団体などが重層的なネットワークを形成し、お互いに協力して、地域で子育てを支え合う活動を推進していくことが大切です。

このような状況の中で、子育て家庭を支えるまちづくりのために、子育てしやすい生活環境の整備や、行政と地域が連携をとった協働での取組を推進します。

第3節 施策体系

基本目標1 心豊かに育つ子どもの育成

基本施策	個別事業
1. 子どもの権利・個性の尊重	(1) 子どもの道徳教育への取組 (2) 子どもの意見を尊重する取組 (3) 子どもの権利を守る取組
2. 生きる力を育む	(1) 次世代の育成に向けた教育の充実 (2) 豊かな体験活動の推進 (3) いじめや不登校への取組

基本目標2 親と子がともに育つ家庭への支援

基本施策	個別事業
1. 健やかな家庭の育成	(1) 妊娠期の支援 (2) 乳幼児期の支援 (3) 子育て情報の提供 (4) 子どもが安心して過ごせる家庭環境づくり
2. 育児不安を解消する支援体制の充実	(1) 不安を抱える子どもと家庭への支援 (2) 療育が必要な子どもと家庭への支援

基本目標3 育児も仕事も生きがいをもてる環境づくり

基本施策	個別事業
1. ニーズに応じた教育・保育サービスの実施	(1) 幼児教育と保育サービスの充実 (2) 児童の放課後の居場所づくり (3) ファミリーサポート事業の実施
2. 子育て支援拠点の充実	(1) 子育て拠点施設の機能強化
3. 子育てにかかる経済的負担の軽減	(1) 手当等の支給 (2) 医療費等の助成 (3) 保育料等の軽減・助成 (4) 住宅費用の軽減・補助 (5) 子育て用品の貸出し (6) ひとり親家庭等への支援
4. 子育てしやすい家庭の推進	(1) 仕事と生活の調和に向けた取組

基本目標4 子育て家庭を支えるまちづくり

基本施策	個別事業
1. 子育てしやすい生活環境づくり	(1) 公園や公共施設等の充実 (2) 安心安全への取組
2. 地域の連携による支援	(1) 公民館における子育て支援活動の推進 (2) 地域の人材活用の推進
3. 行政等による支援	(1) 子育てに関する組織形成

第4節 教育・保育提供区域

「子ども・子育て支援法」第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情、その他の社会的条件および教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。区域の範囲については各自治体の裁量に任されており、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

本市においては、現在の教育・保育サービス等の提供体制に鑑み、市全体を1区域と設定しました。



第5章 施策の展開

基本目標 1 心豊かに育つ子どもの育成

基本施策 1. 子どもの権利・個性の尊重

個別事業

(1) 子どもの道德教育への取組

事業名	事業内容
道德学習等の充実	各学校において、道德教育年間指導計画に基づき道德科の学習を意図的・計画的に実施しています。また、道德科の学習以外でも、人権教育の視点を大切に授業に取り組んでいます。具体的には、友達の考えのよさを見つけ、自分の考えをよりよくしていく等の取組です。今後も、豊かな心を育むための指導方法や指導体制の工夫改善等を進めます。

(2) 子どもの意見を尊重する取組

事業名	事業内容
児童・生徒代表による交流会	各学校の教育活動に、子どもの意見を反映させることで、よりよい学校づくりを目指します。

(3) 子どもの権利を守る取組

事業名	事業内容
児童の権利に関する市民啓発	豊前市人権センターでは、児童虐待や子どもの人権に関する講演会や学習会等を開催し、市民啓発を行っています。 また、教育委員会では、教員や保護者等を対象に、自他の命を大切にすることをテーマに「いじめストップフォーラム」を毎年実施しています。 今後も、学習教材としての啓発用視聴覚教材の充実を図り、継続的に学習の機会を提供することで、市民全体の人権意識の高揚を図り、子どもの人権を大切にすまちづくりに寄与します。

基本施策 2. 生きる力を育む

個別事業

(1) 次世代の育成に向けた教育の充実

事業名	事業内容
一人ひとりに応じたきめ細かな指導	<p>学力向上を図るために、習熟度別指導、繰り返し指導等に積極的に取り組むとともに、小規模特認校（大村小・合岩小・合岩中）を設置し、特色ある教育に取り組んでいます。今後も、読書活動の推進や、英語教育、情報教育など、さまざまな教育課題に応じた指導を行い、子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実させ、地域に根ざした学校づくりを推進します。</p>
健康教育・生(性)教育	<p>福岡県PTA連合会が進める「“新”家庭教育宣言」をもとに、基本的な生活習慣の定着に取り組んでおり、「早寝・早起き・朝ごはん運動」を推進しています。学校での食に関する計画、市の実施する親子ふれあい料理教室などを通して食育も推進しています。また、学習計画に基づき、小学校の段階から保健学習・学級活動の中で、生命の大切さや心と体の発達、自分らしさといった内容を発達段階に応じて指導し、たばこの害や飲酒の害、薬物の害についても学習しています。今後も、子ども一人ひとりに健康保持増進に必要な知識や基本的な生活習慣等を身に付けさせるための教育や、生(性)に関する教育を推進します。</p>
安全・防犯教育	<p>地元警察の協力のもと、小学校では指導計画に基づき、年1回、不審者対応や退避行動を学習する防犯教室と、横断歩道の渡り方や自転車の乗り方などを指導する交通安全教室を実施しています。今後も指導計画を毎年見直し、指導の強化に向けて取り組みます。</p>
スポーツ活動の推進	<p>子どもの頃からの健康・体力づくりの推進として、スポーツ振興を図っています。総合型地域スポーツクラブ「よろうや」は、スポーツ振興くじ助成を受けて、各公民館で体操教室の実施やキッズクラブの運営を行っています。また、総合型地域スポーツクラブ「ぶぜんピープルズ」では、学校や公共スポーツ施設を拠点として、子どもが参加しやすい工夫をするとともに会員数の増加を目指しています。豊前市体育協会では、市民ニュースポーツ祭で子ども向けの種目を実施、豊前スポーツ活性化推進委員会では、プロスポーツ選手などを招き、優れた技術にふれる機会を提供したり、夏休み水泳教室やフットサル大会などを開催しています。今後も、子どもたちの能力を伸ばし、スポーツの楽しさ、達成感等を体験する機会の充実を図ります。</p>

(2) 豊かな体験活動の推進

事業名	事業内容
自然に親しむ体験活動	子どもたちが豊前市の自然に親しみ、豊前市の農産物に理解を深められるように、川や海の環境調査、アユ・ヤマメの放流、農業体験等を実施しています。今後も、子どもたちが総合的な学習の時間で自然体験を通じて豊かな体験学習ができるよう充実を図ります。
五感をつかった体験活動	間接体験（バーチャル）ではない、直接体験（リアル）をすることで、子どもの五感を育てています。小学生を対象に、家庭を離れて共同生活や体験活動を行いながら学校に通う「通学合宿」を実施し、便利で早い快適な毎日を過ごしている子どもたちに、炊事や洗濯、掃除等の家事を体験させ、家事の大変さや大切さを感じる場を設けています。家族以外の人と数日間生活をする中で、協調性や頑張る気持ちを育てます。なお、文化体験としては、コンサートや映画の上映、うるし工芸体験等も行っています。今後は、学校では取り組みにくい体験活動を生涯学習の一環として推進します。
就業意識を育てる体験活動	中学生を対象に職場体験学習を実施しています。主な受け入れ先は、介護施設・保育園・コンビニ・病院・図書館・飲食店等です。今後も、関係機関と連携し、子どもたちの就業意識を醸成するために、多様な就労の場を体験する機会を提供するとともに、内容の充実や受け入れ先の拡大を図ります。

(3) いじめや不登校への取組

事業名	事業内容
子どもと家庭の支援	<p>いじめ問題に対しては、児童・生徒と最も近い担任を中心に、教職員でチームをつくり組織的に児童・生徒のケアと指導を行っています。場合によっては、市から指導主事やスクールカウンセラー^{※1}、スクールソーシャルワーカー^{※2}を派遣しています。不登校の小中学生を受け入れる適応指導教室「しゃくなげ教室」を設置し、指導員によるカウンセリング、教科指導、集団生活への適応指導等を行い、居場所づくりにも取り組んでいます。今後も、いじめや不登校を見逃すことなく、教育相談への対応や適応指導教室の充実を図りながらあたたかい支援を継続します。</p> <p>※1 スクールカウンセラー:児童生徒の不登校や校内でのさまざまな問題行動等の対応に当たり、専門的な心理学的知識を活用して心理相談業務を行う</p> <p>※2 スクールソーシャルワーカー:不登校や問題行動等の課題に対して、家庭や学校、友人関係、地域社会などの児童生徒が置かれている環境に働きかけて支援を行う</p>

基本目標2 親と子がともに育つ家庭への支援

基本施策1. 健やかな家庭の育成

個別事業

(1) 妊娠期の支援

事業名	事業内容					
妊婦健康診査	<p>妊娠中の適切な健康管理を支援し、経済的負担の軽減を図り、健やかに妊娠・出産ができるように妊婦健康診査の費用を公費で負担しています。妊婦健診の受診を促し、健診結果から妊娠中や出産後の健康管理をフォローする体制を整えます。</p>					
	確保量（人／年）					
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	見込み量	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
	確保量	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
妊婦健康相談	<p>妊娠中の過ごし方や食事、子育てに対する心配事など、さまざまな相談に応じています。相談日以外でも柔軟に対応できるよう、妊婦のニーズに合わせて事業を継続していきます。</p>					
パパママ応援事業	<p>妊婦とその家族を対象に、パパママ学級を開催しています。健やかな妊娠・出産ができるよう、妊娠中の健康管理指導、沐浴体験、妊婦体験等を実施し、参加者同士の交流の場としても機能しています。母子手帳交付時には、マタニティマーク入りのキーホルダー等や子育て情報誌「子育てガイドブック」を配布しています。今後は、父親も一緒に参加しやすい雰囲気づくりにも配慮し、男女がともに子育てに関する知識を学べるような教室や講座を実施するとともに、マタニティマークの周知にも努めます。</p>					

(2) 乳幼児期の支援

事業名	事業内容																														
乳幼児健康診査	<p>4か月、7か月、1歳6か月、3歳において乳幼児の健康診査を実施し、健やかな発育・発達を促すとともに、虐待の早期発見にもつなげています。健診では、むし歯予防、栄養や育児に関する指導を行っています。4か月児にはブックスタートとしての絵本を、7か月児・1歳6か月児・3歳児には知育絵本をプレゼントしています。今後は、健診日程や、父親が参加しやすい雰囲気づくりなど、受診しやすさにも配慮していきます。また、未受診者に対しては、電話や訪問などの積極的なアプローチを行い、特に子どもの成長・発育や、保護者への丁寧な支援が必要なケースは重点的にフォローしていきます。</p>																														
予防接種	<p>感染症の予防を図るため、感染症の正しい知識について情報発信し、予防接種の接種率向上を目指しています。今後も、医療機関と連携し、予防接種の安全性・必要性の周知を図り、保護者の関心を高めます。</p>																														
乳幼児相談	<p>乳幼児の心身の健康や発達に関する、さまざまな相談に応じています。相談日以外でも柔軟に対応できるように、保護者のニーズに合った事業を継続し、子どもの健康増進と育児不安の軽減に努めます。</p>																														
<p>こんにちは！ 赤ちゃん訪問 (乳児家庭全戸訪問事業)</p>	<p>生後2か月頃の赤ちゃんがいる全家庭を、保健師や看護師が訪問し、赤ちゃんの体重測定や育児に関する情報提供などを行っています。家庭での養育支援が特に必要な乳児や、育児不安を抱える母親に対しては複数回の訪問を実施し、育児相談にも応じています。</p> <table border="1" data-bbox="491 1240 1402 1435"> <thead> <tr> <th colspan="7" data-bbox="491 1240 1402 1285">確保量 (人/年)</th> </tr> <tr> <th data-bbox="491 1285 644 1330"></th> <th data-bbox="644 1285 794 1330">2年度</th> <th data-bbox="794 1285 944 1330">3年度</th> <th data-bbox="944 1285 1094 1330">4年度</th> <th data-bbox="1094 1285 1244 1330">5年度</th> <th data-bbox="1244 1285 1402 1330">6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 1330 644 1384">見込み量</td> <td data-bbox="644 1330 794 1384">150</td> <td data-bbox="794 1330 944 1384">150</td> <td data-bbox="944 1330 1094 1384">150</td> <td data-bbox="1094 1330 1244 1384">150</td> <td data-bbox="1244 1330 1402 1384">150</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1384 644 1435">確保量</td> <td data-bbox="644 1384 794 1435">150</td> <td data-bbox="794 1384 944 1435">150</td> <td data-bbox="944 1384 1094 1435">150</td> <td data-bbox="1094 1384 1244 1435">150</td> <td data-bbox="1244 1384 1402 1435">150</td> </tr> </tbody> </table>						確保量 (人/年)								2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	見込み量	150	150	150	150	150	確保量	150	150	150	150	150
確保量 (人/年)																															
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度																										
見込み量	150	150	150	150	150																										
確保量	150	150	150	150	150																										
離乳食教室	<p>乳幼児とその家族を対象に、月齢、離乳の時期に応じた、栄養士による離乳食の作り方、食べさせ方のアドバイスを行う離乳食教室を開催しています。教室では試食も行い、離乳食に関する相談にも応じます。今後は、父親をはじめ家族全員が参加しやすい雰囲気づくりへの配慮など、より多くの親子が参加でき、安心して離乳食を進めることができるような教室づくりに努めます。</p>																														
赤ちゃん教室	<p>生後8～10か月頃の赤ちゃんとその家族を対象に、運動や発達を促す赤ちゃん体操や親子遊びを紹介する教室を開催しています。「はいはい」や「座って遊ぶこと」「親子遊び」も全て知育となり、赤ちゃんの運動や発達を促すことへつながります。また、参加者同士の交流の場としても機能しています。</p>																														

<p>もうすぐ1歳！ 親子教室</p>	<p>11か月児の親子を対象に、「ことば」の発達をテーマに、言語聴覚士の講話や、親子遊びを紹介する親子教室を実施しています。親子での遊びを通して「ことば」の発達を促進し、親と子のコミュニケーションが深まるよう支援していきます。</p>
<p>親子ふれあい 料理教室</p>	<p>小学生とその保護者を対象に、食品構成、食品の選択、自分で料理する楽しさなどを学べる教室を開催しています。親子で食生活を通じて幼少期から生活習慣病予防の意識や習慣を身につけてもらえるよう取り組んでいます。</p>
<p>育児講座</p>	<p>地域子育て支援センター「たけのこ」や、幼稚園、保育園において、未就園児でも参加可能な親子講座や、託児のある講演会など、さまざまな育児講座が開催されています。今後も、子ども連れや父親でも参加しやすい講座の実施を推進します。</p>
<p>休日夜間の医療体制 の確保</p>	<p>休日夜間の小児医療については、休日当番医に加え、豊築休日急患センターにおいての日曜・祝日およびお盆と年末年始の受入れ、中津市民病院内の小児救急センターにおいての平日・夜間、および土日祝日の受入れを行っています。これらの医療体制を分かりやすく周知するよう努めます。</p>

(3) 子育て情報の提供

事業名	事業内容
<p>子育てガイドブック</p>	<p>妊娠出産から子育て中の方が、必要とする情報をまとめた「子育てガイドブック」を作成し、母子手帳交付時や、出生・転入の手続時などに配布しています。今後も、分かりやすい内容となるよう努め、より広く子育て家庭へ情報提供ができるよう配布方法も検討していきます。</p>
<p>たけのこTIMES</p>	<p>地域子育て支援センター「たけのこ」が、センターの活動情報誌として毎月発行しています。今後は、市内の保育園情報や健診などのスケジュールなど、月単位で幅広く市内の子育て情報を収集し、内容の充実に努めます。</p>
<p>市報・メディアの活用</p>	<p>子育てに関する基本的な情報については、市報や市ホームページへ掲載しています。今後は、市報やホームページでは情報が届きにくい人にも対応するため、多様なメディア（ソーシャルネットワーキングサービス等）を用いて情報発信できるよう検討します。</p>

(4) 子どもが安心して過ごせる家庭環境づくり

事業名	事業内容
DV・児童虐待等の防止と被害者への支援	子どもの健全な成長の阻害要因となる、家庭における暴力行為を防止するため、広報や講演会の開催等、市民への啓発活動を推進します。また、多様な相談窓口の周知に努め、被害者が相談しやすくすることで、被害の早期発見や、行政の援助につながりやすい体制づくりを行います。
保護者研修	早期支援連携協議会、要保護児童対策地域協議会、教育・学校運営協議会（コミュニティスクール）と連携を図り、保護者に対する道徳教育等の研修を行います。また、日時について配慮する、親子で受けられる等工夫することで、研修の充実を図ります。

基本施策 2. 育児不安を解消する支援体制の充実

個別事業

(1) 不安を抱える子どもと家庭への支援

事業名	事業内容
相談体制の充実と連携	相談者の悩みに耳を傾け、気持ちに寄り添った対応ができるよう、職員の質の向上とスキルアップ、職員体制の充実を図るとともに、複数ある相談窓口の連携強化を行い、また、相談窓口の周知にも努め、気軽に安心して相談できる体制を整備します。
乳幼児発育相談	子どもの発育・発達に関して作業療法士・言語聴覚士が、相談に応じます。必要に応じ、専門機関や療育機関の紹介や、保育園、幼稚園と連携を図り発育・発達を支援していきます。

(2) 療育が必要な子どもと家庭への支援

事業名	事業内容
養育支援訪問事業	養育が必要な乳幼児のいる家庭に対し、保健師や看護師が訪問し、養育に関する相談、指導、助言等、必要な支援を行います。
	確保量 (人/年)
	2年度 3年度 4年度 5年度 6年度
	見込み量 45 45 45 45 45
確保量 45 45 45 45 45	
早期からの教育相談・支援体制構築事業	障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援をするため、教育委員会を中心に、医療や福祉等の関係部局が連携を図りながら、早期支援連携協議会を年2～3回程度開催し、関係機関の情報共有や、保護者との合意形成を図り、就学に向けた総合的な支援を行うなど、乳幼児期からの教育相談や支援を行っています。また、就学担当者への研修会、保育園・幼稚園・小学校への巡回相談、保護者の育児不安相談等の事業も展開しています。今後は、進学、就職までを見据えた切れ目のない継続的な支援ができるよう、事業をより充実させ、実施内容を検討していきます。
障害児保育・特別支援教育の推進	障がいのある子ども、困り感のある子どもが、同年代の子どもとともに教育・保育を受けることができるよう、保育園・幼稚園・小中学校では障害児保育や特別支援教育を実施しています。また、子どもの特性に合わせた教育・保育ができるよう、保健師や専門家による指導も実施し、困り感のある子どもに豊かな教育・保育環境が与えられるよう、特別支援教育支援員や加配保育士等も配置しています。

基本目標3 育児も仕事も生きがいをもてる環境づくり

基本施策1. ニーズに応じた教育・保育サービスの実施

個別事業

(1) 幼児教育と保育サービスの充実

事業名	事業内容					
入所受入体制の確保	市内には幼稚園が1か所、認可保育園が9か所、認定こども園が1か所あります。どこにも入所できない待機児童は発生していませんが、保護者が希望する施設に入所できるよう、受入体制の確保を図っていきます。					
	確保量（人／年）					
	1号認定					
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	見込み量	84	82	81	80	78
	幼稚園等での確保	95	95	95	95	95
	2号認定（幼児教育の利用希望が強い）					
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	見込み量	39	38	38	37	37
	幼稚園等での確保	40	40	40	40	40
	2号認定（上記以外の3～5歳）					
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	見込み量	465	456	451	443	433
	保育園等での確保	550	550	550	550	550
	3号認定（1、2歳）※（ ）内はうち企業主導型保育施設の地域枠					
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	見込み量	237	237	235	232	228
	保育園等での確保	251(6)	251(6)	251(6)	251(6)	251(6)
	3号認定（0歳）※（ ）内はうち企業主導型保育施設の地域枠					
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
見込み量	61	61	60	59	58	
保育園等での確保	67(3)	67(3)	67(3)	67(3)	67(3)	

延長保育事業	認可保育園や認定こども園（保育部分）では 18 時から 19 時まで延長保育を実施しており、今後も保護者のニーズをふまえ、事業を継続していきます。					
	確保量（人/年）					
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
	見込み量	450	450	450	450	450
	確保量	450	450	450	450	450
一時預かり事業	不定期的な就労や、保護者のリフレッシュ等、一時的に保育を希望する場合に、認可保育園や認定こども園（保育部分）において保育サービスを提供しており、一日単位、半日単位で保育が受けられます。今後は、必要なときに必要な保育が受けられるよう、受入体制の確保を図っていきます。また、幼稚園や認定こども園（教育部分）については、保育における延長保育及び土曜日を対象とした休日保育にあたる預かり保育を実施しており、今後も保護者のニーズをふまえ、事業を継続していきます。					
	確保量（人日/年）					
	預かり保育					
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
	見込み量	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160
	確保量	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
	保育園・認定こども園（保育部分）利用					
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
	見込み量	1,056	1,056	1,056	1,056	1,056
	確保量	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	病児・病後児保育事業	ちづか保育園内に病後児保育室「カンガルーのポッケ」を設置し、急性期を過ぎた病後の乳幼児を預かる病後児保育を実施しています。今後は、利用する際の手続き方法の見直しや、対象年齢の拡大など、さらに利用しやすい事業形態を検討していきます。また、病中の子どもを預かる病児保育については、保護者のニーズをふまえ、事業の実施を検討していきます。				
確保量（人日/年）						
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
見込み量		240	240	240	240	240
確保量		480	480	480	480	480

<p>休日保育事業</p>	<p>休日保育については、保護者の就労状況やニーズおよび認可外保育施設の利用状況等もふまえ、今後の方向性を検討していきます。</p>					
<p>ショートステイ事業</p>	<p>現在、ショートステイ事業は実施しておらず、また、ニーズ調査において保護者の利用希望はありませんでした。</p>					
	<p>確保量（人日/年）</p>					
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	見込み量	0	0	0	0	0
確保量	0	0	0	0	0	
<p>認定こども園への移行促進</p>	<p>幼児教育と保育サービスの安定供給を図るため、既存保育所の認定こども園への移行促進を図ります。</p>					
<p>施設の安全対策</p>	<p>施設の安全対策を図るため、各施設における大規模修繕等の老朽化対策に取り組めます。</p>					

(2) 児童の放課後の居場所づくり

事業名	事業内容					
放課後児童クラブの 安定した運営体制の 確保	<p>市内には、大村小学校を除く各小学校区ごとに放課後児童クラブを設置し、下校時に家庭に保護者がいない小学生を、家庭に代わって保育しています。また、豊前市と吉富町に在住する築城特別支援学校の児童生徒等を対象に、ひまわり学童保育所を設置しています。今後、全校区での開設を目指します。また、小学校との連携を深めるための学校施設内移転や、放課後子ども教室及び寺子屋事業との連携など、放課後児童について総合的に検討していきます。今後は、福岡県の実施する研修の修了者を積極的に配置することにより、職員を安定的に確保し、待機児童対策を図ります。</p>					
	確保量（人日/年）					
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	見込み量	475	475	469	464	460
	1年生	152	152	150	148	147
	2年生	130	130	129	127	126
	3年生	104	104	102	101	100
	4年生	63	63	62	62	61
	5年生	14	14	14	14	14
	6年生	12	12	12	12	12
確保量	370	370	370	370	370	
放課後子ども教室	<p>大村小学校児童及び同校区内居住の児童を対象とし、平日の放課後や土曜日、夏休み等の長期休暇に、児童の多様な体験学習や活動を行うことにより、健全育成を図ります。</p>					

(3) ファミリーサポート事業の実施

事業名	事業内容					
シルバー人材 センターの活用	<p>保育園や放課後児童クラブへの送迎、留守番等の育児支援事業（ファミリーサポート）をシルバー人材センターへ委託して実施しています。今後も、保護者のニーズをふまえ、事業内容について検討します。</p>					
	確保量（人日/年）					
	就学児童対象					
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	見込み量	192	192	192	192	192
	確保量	288	288	288	288	288

基本施策 2. 子育て支援拠点の充実

個別事業

(1) 子育て拠点施設の機能強化

事業名	事業内容					
子ども総合窓口の整備 (利用者支援事業)	子育て家庭が、ニーズに合った教育・保育施設を選択をしたり、さまざまな子育て支援事業の中から必要としている支援を選択できるよう、情報提供や相談・援助を行っていく体制を整備していきます。地域子育て支援センター「たけのこ」は、その拠点として、子育てに関することなら誰でも利用することができます。また、妊娠中を含む子育て中の親子の総合相談窓口として、ワンストップの体制を早期に確立できるよう努めます。					
	確保量 (か所)					
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	見込み量	1	1	1	1	1
	確保量	0	0	0	0	1
子育て世代包括支援センター (利用者支援事業・母子保健型)	安心して妊娠・出産・子育てができるよう保健師等が様々な相談に応じます。妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のないサポートを行い、子育て中の保護者の皆さんを応援します。					
	確保量 (か所)					
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	見込み量	1	1	1	1	1
	確保量	1	1	1	1	1
地域子育て支援センターの利用促進	地域子育て支援センター「たけのこ」では、就学前の子どもとその保護者を対象とした「わくわく広場」や、月齢に応じたサークル活動、育児講座などを実施しています。子育てに関するさまざまな情報発信や、親と子の集いの場の提供を行い、魅力ある施設を目指します。今後は、就学前の子どもと保護者だけでなく、妊娠期から子育て中の親子全般に広く利用しやすい環境づくりに努めるとともに、幅広く周知を行い、利用の促進を図ります。					
	確保量 (人回/月)					
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	見込み量	1,056	1,056	1,056	1,056	1,056
	確保量	1,056	1,056	1,056	1,056	1,056

基本施策 3. 子育てにかかる経済的負担の軽減

個別事業

(1) 手当等の支給

事業名	事業内容
児童手当 児童扶養手当 特別児童扶養手当	子育て家庭の生活の安定に寄与するとともに、児童の健やかな成長に資するため、中学生以下の児童を養育している方に児童手当を支給しています。また、ひとり親家庭等や障がいの状態にある児童を養育している方には児童扶養手当、特別児童扶養手当を支給しています。これらは国の制度であり、今後も法に従い支給を継続します。
すこやか赤ちゃん 出産祝金	子どもの誕生を祝い、すこやかな成長を願って、2人目を出産された方に10万円の出産祝金を支給します。
奨学金の活用	経済面で進学に悩む家庭に対し、各種奨学金が活用できるよう周知に努めます。

(2) 医療費等の助成

事業名	事業内容
こども医療 ひとり親家庭等医療 重度障害者医療	子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、中学生までの通院、入院、調剤にかかる医療費を助成します。また、ひとり親家庭等の親と子、心身に重度の障がいをもつ子の医療費についても助成をします。
未熟児養育医療	出生後、入院により養育を行う必要のある満1歳未満（誕生日の前々日まで）の乳児に対して、医療費の助成をします。
インフルエンザ 予防接種費用	生後1歳から中学生までのお子さんに対し、予防接種費用の一部助成をします。
不妊治療費	生殖補助医療による不妊治療を受けているご夫婦に対し、治療費の一部を助成します。

(3) 保育料等の軽減・助成

事業名	事業内容
保育料等の軽減措置	<p>多子世帯における経済的負担の軽減を図るため、戸籍上第3子以降のお子さんが保育園・幼稚園・認定こども園に入園した場合、対象児童の保育料を無料とします。また、幼児教育を受ける低所得世帯に対し、実費徴収に係る補足給付事業を行います。</p> <p>加えて、国が3歳以上児の教育・保育無償化を実施したことに伴い、3歳以上児の教育・保育給付、施設等利用給付、障害児通所支援に係る副食費を無料とします。</p>

(4) 住宅費用の軽減・補助

事業名	事業内容
住宅費用の軽減・補助	<p>市内の民間賃貸住宅に入居する新婚世帯に対して家賃の一部を助成します。また、三楽分譲地を購入して住宅を建築する方は定住促進補助金を交付します。</p>

(5) 子育て用品の貸出し

事業名	事業内容
チャイルドシート 無料貸出	<p>乳幼児用チャイルドシート、学童用ジュニアシートの貸出しを無料で行います。貸出し期間は最大4ヶ月です。</p>

(6) ひとり親家庭等への支援

事業名	事業内容
母子家庭等対策総合 支援	<p>ひとり親家庭の保護者が安定した職に就職できるよう支援を行っています。看護師や保育士などの資格取得のために養成機関に在学する場合、就学中の生活負担を軽減するため、高等職業訓練促進給付金を支給します。また、ひとり親家庭の保護者の主体的な能力開発の取組を支援するため、雇用保険制度における教育訓練を受ける場合に自立支援教育訓練給付金を支給します。制度を活用して、ひとり親家庭の経済的な自立を支援していきます。</p>
貸付制度	<p>福岡県において、就学支度資金や就職支度資金など、ひとり親家庭へ貸付制度を実施しています。</p>

基本施策 4. 子育てしやすい家庭の推進

個別事業

(1) 仕事と生活の調和に向けた取組

事業名	事業内容
ワーク・ライフ・バランスの推進	男女がともに支えあい、ともに責任を担う社会を築くため、育児支援を中心とした男女協働のあり方、女性が社会に参加・復帰しやすい環境づくり、男性の働き方の見直しなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市民や企業に向けたセミナー開催等の啓発活動を実施します。また、子どもの頃からの男女共同参画への理解促進のため、作文募集等、児童生徒に向けた施策の検討・充実に取り組めます。

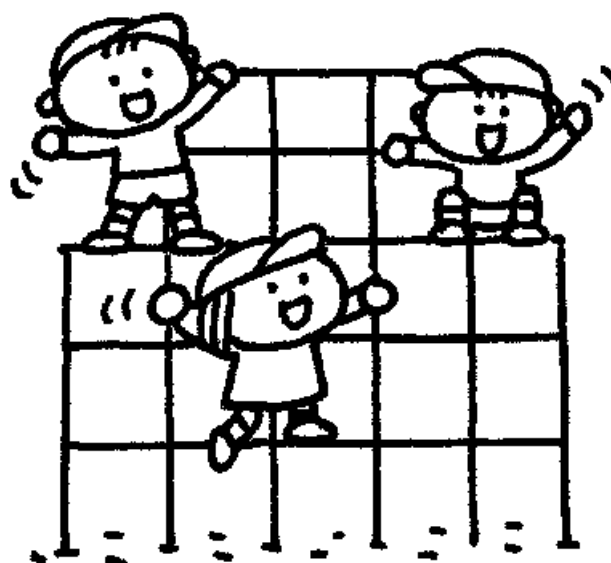
基本目標4 子育て家庭を支えるまちづくり

基本施策1. 子育てしやすい生活環境づくり

個別事業

(1) 公園や公共施設等の充実

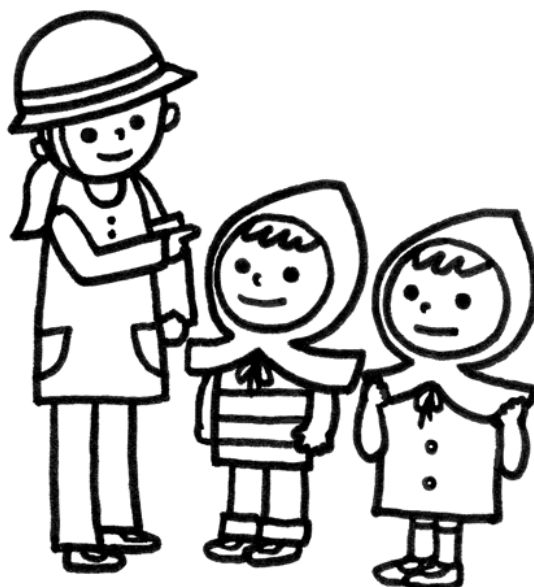
事業名	事業内容
公園の整備	子どもから高齢者まで、誰もが安全で安心して遊べる公園を確保するため、都市公園については、公園長寿命化計画に基づき、公園施設の計画的な維持管理を行います。また、その他の公園についても適切な管理・保全を行います。
公共施設・観光施設の整備	子どもを連れた外出時の不便さを解消するため、公共施設や観光施設において、おむつ替えシートや授乳室など、今後の施設整備では、バリアフリーとともに子育てに配慮した整備を推進していきます。



個別事業

(2) 安心安全への取組

事業名	事業内容
通学路の整備	危険性の高い通学路等について、路肩のカラー舗装を推進し、子どもの安全な通行を確保しています。今後も、路肩のカラー舗装の推進のほか、歩道・防護柵の設置等により安全な歩行空間の確保を図ります。
登下校の安全確保	子どもが安全に登下校できるよう、交通安全指導員による登校時交通安全指導、「こども見守り隊」による下校時の見守り、「地域守ろう隊」によるパトロール、「子ども110番の家」の選定等を行っています。また、地域の防犯灯の設置補助も行っています。今後も、子どもが安心して登下校できるよう地域と連携し、交通安全・防犯体制に取り組みます。
不審者対策	子どもを犯罪から守るため、学校において防犯グッズの配布や、防犯マップを作成・配布し、危険場所を子どもと実際に確認するなど注意喚起を行っています。また、不審者情報は保育園・幼稚園、小中学校、放課後児童クラブに連絡する体制を整えています。関係機関が連携し、防犯意識の高揚や防犯体制の充実を図ります。



基本施策 2. 地域の連携による支援

個別事業

(1) 公民館における子育て支援活動の推進

事業名	事業内容
子どもの居場所づくり	放課後の居場所として、アンビシャス広場が市内 2 か所の公民館で実施され、ビー玉やめんこ等の昔遊び等の活動を行っています。地域の子どもが、地域で放課後を過ごせるよう、公民館でのアンビシャス広場の活動を支援します。
子育て家庭と地域の交流	公民館では、各種団体によるクリスマス会、しめ縄づくり、もちつき大会等を実施し、地域の親子との交流を行っています。核家族化や共働きにより、地域とのつながりが薄れている子育て家庭が、公民館活動を通して地域と交流できるよう支援します。

(2) 地域の人材活用の推進

事業名	事業内容
子ども会活動の推進	自主的な子ども会活動の内容の充実に向けて、子ども会同士や地域住民との交流の場を設けるなどの支援を行っています。また、豊前市子ども会連合会の活動の中で、指導者育成や中高生を対象にジュニアリーダーの研修を実施しています。ジュニアリーダークラブの活動を通じ、募金活動や各子ども会への協力などのボランティア活動をしています。さらに、活動の中で子どもたちの異年齢交流を促進し、あわせて地域指導者との交流を図ることで、異世代間交流の促進が行われています。今後も、子ども会活動がより活発になる情報や学習機会の提供及び各種研修を充実することで、さらなる交流の促進を支援します。
学校・幼稚園・保育園への住民参加	ボランティア等に従事する人材、子どもの交流の場となりうる広場・施設等、子どもが参加可能な行事などの地域のヒト・モノ・コトを、学校・幼稚園・保育園において積極的に活用します。行事への住民参加に加え、読書ボランティアや部活コーチ等の地域人材の活用など、地域で子どもの成長を見守る取組をボランティアセンターの充実を図りながら推進します。

基本施策 3. 行政等による支援

個別事業

(1) 子育てに関する組織形成

事業名	事業内容
子ども・子育て会議	子ども・子育て会議により、計画の進捗状況に対する評価や計画の見直しの実施を検討します。委員会には子どもをもつ保護者などに参加してもらい、より本市の実情に即した計画の推進に努めます。会議による評価や計画の見直し等の意見をうけ、子育て支援事業および取組に生かします。
要保護児童対策地域協議会	児童相談所、主任児童委員、婦人相談員、保育部門、教育部門、医療部門などによる豊前市要保護児童対策地域協議会を設置しています。代表者会議を1年に1回、実務者会議を2か月に1回、個別ケース検討会議を随時開催することにより、児童虐待に対し情報交換を密に行い連携することで、迅速かつ適切な対応を図ります。
青少年育成市民会議	青少年育成市民会議では教育、福祉、健康、環境などさまざまな分野にかかわる市民の力を結集し、各種表彰、コミュニケーションセミナー、育児教室などの実施、豊前てんぐウォークほか市内で開催されるスポーツ、文化芸術イベントの支援を通して、青少年の健全育成に努めます。
教育・学校運営協議会 (コミュニティスクール)	学校・家庭・地域の連携を強化するために、各学校において豊前市教育・学校運営協議会を設置しています。各中学校ブロック協議会を中心に、一人ひとりの子どもが自尊感情を高め、自分も周りの人も大切に、個性や能力を伸ばしていくことを目標にしています。

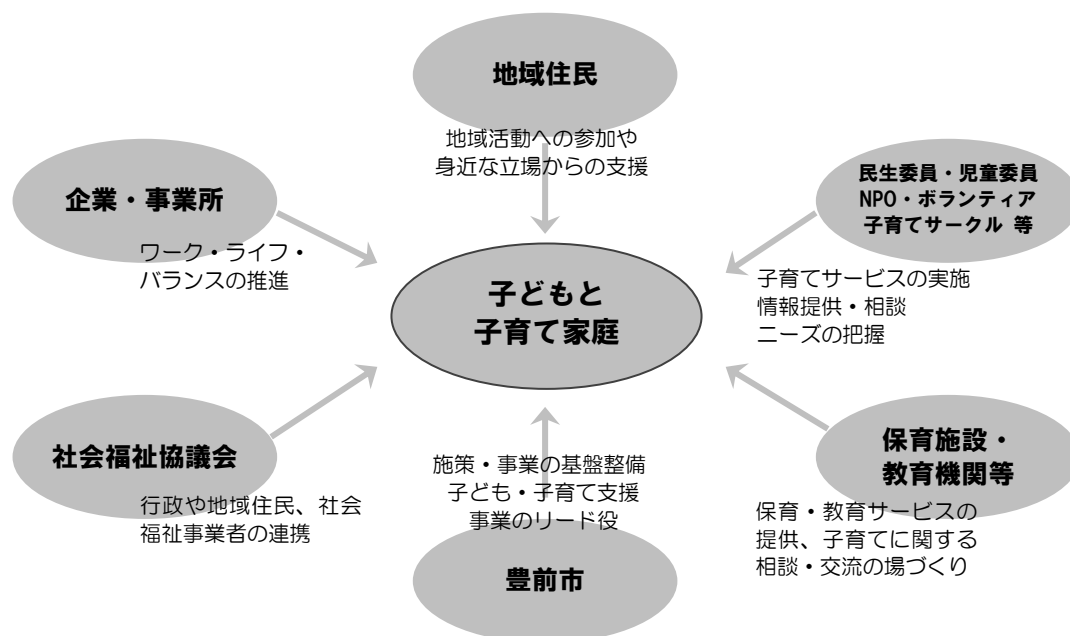
第6章 計画の推進に向けて

第1節 行政、市民、事業者による連携した取組の充実

本計画の推進には、子ども自らの主体的な参加、現在子育て中の市民はもとより、さまざまな市民の参加が不可欠です。諸施策・事業への企画段階から市民と行政、事業者間での合意形成を図り、協働による推進を図ります。

本計画の基本理念「親子と地域！ともに元気に育つまち ぶげん」を確実に実現していくためには、各課が本計画に示された目標に向けて、全庁的に取り組むことが必要です。本計画の理念や施策に対する理解を庁内に浸透させ、関係各課と連携しながら推進を図ります。

<子ども・子育て支援を担う人々・組織の役割>



第2節 計画の進捗状況の管理・評価体制の整備

本計画の基本理念の実現に向けた各施策の実施にあたっては、今後の社会・経済情勢や国の動向を見極め、変化に的確かつ柔軟に対応しながら、可能な限り着実に推進するよう努めます。

資料編

(1) 豊前市子ども・子育て会議設置条例

平成25年12月27日条例第42号

豊前市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、豊前市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に規定する事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、子ども・子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援担当課において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第86号）の一部を次のように改正する。

(略)

(2) 豊前市子ども・子育て会議委員名簿

所属団体	委員氏名	役職
京築地方保育協会 豊前支部	神田 宣俊	
京築地方保育協会 豊前支部保育士会	吉元 好美	副会長
学校法人豊前幼稚園	矢倉 弘宣	
豊前市小学校校長会	高野 淳	
豊前市子ども会連合会	牧野 秀年	
社団法人豊前築上医師会	前田 公史	
社会福祉法人恵光園	矢浦 洋子	
NPO法人鈴の音福祉会	藤川 靖子	
豊前市民生委員児童委員協議会	黒木 満智子	
福岡県京築児童相談所	越尻 強	
保護者代表(公募)	野口 稔弘	
〃	井上 由香里	
〃	渡邊 千恵	
学識経験者	恒遠 俊輔	会長

(3) 豊前市子ども・子育て会議開催状況（日程・審議事項）

	回	日程	内容
令和元年		5月13日 ～5月31日	(子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査)
	第1回	5月21日	○第2期計画について
	第2回	8月27日	○アンケート結果報告について ○量の見込みと確保策について
	第3回	11月5日	○量の見込みと確保策について ○子ども・子育て支援事業計画の素案について
	第4回	12月17日	○子ども・子育て支援事業計画の素案について(承認)
		12月18日 ～1月17日	(パブリックコメント)
令和2年		1月17日	○パブリックコメント報告(文書)

(4) 子ども・子育て支援新制度における用語解説

特定教育・保育施設

- 幼稚園（小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設）
昼過ぎ頃までの教育時間のほか、園により、教育時間前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施。
- 保育園（就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設）
夕方までの保育のほか、延長保育を実施。
- 認定こども園（教育と保育を一体的に行う施設）
幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設。

地域型保育事業

- 少人数の単位で0～2歳の子どもを預かる事業。
待機児童解消を目的とした、地域のさまざまな状況に合わせた保育の場。
- ① 家庭的保育（保育ママ）
家庭的な雰囲気のもとで、5人以下の少人数で保育を行う。
 - ② 小規模保育
家庭的保育に近い雰囲気のもと、6人から19人以下で保育を行う。
 - ③ 事業所内保育
事業所の保育施設で、従業員の子どもや地域の子どもを保育する。
 - ④ 居宅訪問型保育
保護者の自宅で、一対一の保育を行う。

認定区分

- 1号認定子ども（教育標準時間認定）
3歳以上で、教育を希望する子ども。
幼稚園、認定こども園を利用することができる。
- 2号認定子ども（保育認定・3歳以上）
3歳以上で、保育の必要性が認められて保育を希望する子ども。
保育園、認定こども園を利用することができる。
- 3号認定子ども（保育認定・3歳未満）
3歳未満で、保育の必要性が認められて保育を希望する子ども。
保育園、認定こども園、地域型保育を利用することができる。

保育の必要性

保育認定を受けるには、保育の必要な事由に該当することが必要です。

<保育を必要とする事由>

就労、妊娠、出産、保護者の疾病や障害、同居親族の看護介護、求職活動、災害復旧、就学、虐待、DVなど

<保育の必要量>

保育標準時間認定・・・フルタイム就労を想定した、最長11時間の利用

保育短時間認定・・・パートタイム就労を想定した、最長8時間の利用

豊前市
子ども・子育て支援事業計画（第2期）

発行／豊前市 市民福祉部 福祉課
〒828-8501 福岡県豊前市大字吉木 955
TEL : 0979-82-1111（代表）
FAX : 0979-82-9222
